

北海道議會時報

特集 第二回定例道議會

第 8 卷 第 9 号

昭和 31 年 9 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第8卷第9号(昭和31年第2回定例道議會)

— 第 9 号 目 次 —

議会の動き

第二回定例道議会……………1

本 会 議……………2

決議・意見書……………30

常任委員会……………34/

特別委員会……………44

予算特別委員会

総合開発調査特別委員会

北海道税条例改正審査特別委員会

資 料

八月十五日現在産米収穫予想……………50

第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………51

雑 録

報道から拾う……………52

飲酒酩酊中の犯行の処罪

新聞の誤報による名誉と故意・過失の判定基準

会 合

九都道府県議会議長会……………49

全国都道府県議会議長会……………49

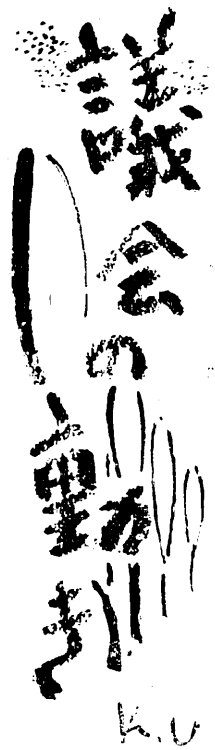
図書室だより……………53

八月のメモ

表紙写真

初 秋

北海道議会事務局撮影



第二回定例道議会

- ① 第二回定例道議会は七月二十六日に招集され同日開会、三十一年度道歳入歳出追加更正予算案等について知事の提案理由説明があつて、議案調査のため休会に入り七月三十日再開することとなつた。
- ② 知事の道財政健全化計画案の提出が遅れたため議会は本格的な審議に入らず八月三日より七日まで五日間の休会を経て八月八日にこの計画案が提出され、十日から代表質疑にはいつた。
- ③ 十四日一日で一般質疑を終り直ちに予算特別委員会を設置、審議は各委員会に移つた。
- ④ 財政健全化計画案に盛り込まれた道職員（一般職員、教職員、警察職員）の昇給昇格延伸問題、自動車取得税の創設問題が最後まで議論の的となり、昇給昇格延伸条例は可決されたが、自動車取得税の創設についての道税条例改正案はついに特別委員会を設置して継続審査に持込まれるに至つた。
- ⑤ 自動車取得税関係条例の継続審査に関連して、予算案は減額修正の上可決された。
- ⑥ 会期は四回延長し、開会以来二十九日間にわたる審議を終えて八月

第二回定例道議会に知事から提出のあつた案件

議案		提出月日	番号	件名	議事経過
七、二六	一	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算	八、二三 原案可決		
同	二	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算	八、二三 修正可決		
同	三	昭和三十一年度北海道農産物検査費歳入歳出追加更正予算	八、二三 原案可決		
同	四	昭和三十一年度北海道転貸資金歳入歳出追加予算	同		
同	五	昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同		
同	六	昭和三十一年度北海道病院費歳入歳出追加予算	同		
同	七	昭和三十一年度北海道自転車競技費歳入歳出追加更正予算	同		
同	八	昭和三十一年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算	同		
同	九	昭和三十一年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加予算	同		
同	一〇	昭和三十一年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出予算	同		
同	一一	昭和三十一年度北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出予算	同		
同	一二	北海道起債に関する件	同		
同	一三	北海道起債に関する件	同		

二十三日閉会した。

⑦ 会期中の緊急質問は次のとおり。

議会招集に関する知事の政治的責任について 林 議員（自民）
⑧ 提出案件の処理状況次のとおり。

提案者	提出案件	議決の要領						計
		原案可決	修正可決	同意議決	認定議決	報告	継続審査	
知事	六八	四七	二	一六	一	一	二	六九
議員	六	五	二	一六	一	一	二	六
計	七四	五二	二	一六	一	一	二	七五

本 会 議

○七月二十六日 午後二時十三分荒議長開会を宣し、引続き開議、会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一議案第一号乃至第四十五号及び報告第一号を議題に供し、知事の説明を聴取、予め会議時間を延長して午後二時三十五分一旦休憩。午後四時十一分再開、議案審査のため明二十七日より二日間休会することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後四時十二分散会。

知事説明要旨

今回提案いたしました、昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につきましてその概要を御説明申し上げます。

本年度予算につきましては、当初議会において年間見越し得る所要経費につき

同	一四	北海道起債議決変更の件	八、二三 原案可決
同	一五	北海道農業改良資金貸付事業費特別会計設置の件	同
同	一六	北海道中小企業振興資金貸付事業費特別会計設置の件	同
同	一七	北海道厚岸高等学校屋内運動場増築に関する予算外義務負担の議決変更に関する件	八、二一 原案可決
同	一八	ジャージー牛導入に伴う予算外義務負担及び契約の締結に関する件	八、二二 同意議決
同	一九	農業改良資金の融通に伴う債務の保証及び利子補給に関する予算外義務負担の件	八、二二 原案可決
同	二〇	北海道共済商工協同組合の共済事業の損失補償に關する予算外義務負担の議決変更の件	八、二一 原案可決
同	二一	北海道税条例の一部を改正する条例制定の件	八、二三 継続審査
同	二二	中小企業維持振興資金貸付の件	八、二三 原案可決
同	二三	北海道信用保証協会に対する資金貸付議決変更の件	同
同	二四	北海道林産物検査条例の一部を改正する条例制定の件	八、二一 原案可決
同	二五	北海道農産物検査条例制定の件	八、二二 原案可決
同	二六	北海道ばれいしよでんぶん検査条例制定の件	同
同	二七	北海道農産物受検条例制定の件	同
同	二八	北海道からまつ球果集荷等取締条例制定の件	八、二一 修正可決
同	二九	北海道農山漁村振興対策審議会条例制定の件	八、二二 原案可決

財源の許す範囲において措置した次第であります、その後の地方財政計画の確定等の諸情勢にかんがみ、今回は過般の国会において成立した法律に基く義務費にして緊急を要するもの、災害救助費の如く前議会後において生じた事由に基く緊急の経費、国庫支出金等その財源を特定収入により賄うもの並びに前年度繰越事業にして予算未措置のもの等につき、追加計上した次第でありまして、その総額は、

普通会計 二十七億二千八百十八万円
特別会計 六億五千四百四十六万円
合計 三十三億七千九百六十四万円
となるのであります。

以下普通会計の歳出の主なるものから順次御説明申し上げます。

第一は、義務的経費についてであります、その主なるものといしましては、小樽市及び下川町の大火等により災害救助費に不足を生じたのでこの経費

及び

警察職員費 四百五十万円
優生保護費 五百九十三万円
税外収入払戻金 千四百三十三万円
税収入払戻金 一千万円
国有資産等所在市町村交付金 八百九十八万円
農産漁村建設総合対策費 六千六百五十五万円
災害金融対策費 二千八百二十万円
農業改良資金会計繰出金 四千二百八十四万円
道立病院費会計繰出金 一千万円
売春防止法の施行に要する経費 四百六十五万円
等であります。

第二は、国庫支出金、その他特定収入の伴う経費で当面緊急を要するものについてであります、先ず産業経済費中、農業畜産関係については、
主要食糧集荷促進費 五百万円
小団地開発整備費 三千百二十二万円
農業協同組合育成費 三百二十三万円

同	三〇	北海道食糧需給対策委員会条例を廃止する条例制定の件	同
同	三一	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	八、二一 原案可決
同	三二	北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例制定の件	八、二二 原案可決
同	三三	建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定の件	八、二一 原案可決
同	三四	北海道立性病病院条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	三五	北海道農家負債整理促進条例の一部を改正する条例制定の件	八、二二 原案可決
同	三六	公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域へ編入するの件	八、二一 原案可決
同	三七	公有水面埋立地を礼文郡厚岸村の区域へ編入するの件	同
同	三八	工事請負契約の締結に関する件	八、二一 同意議決
同	三九	工事請負契約の締結に関する件	同
同	四〇	工事請負契約の締結に関する件	同
同	四一	工事請負契約の締結に関する件	同
同	四二	工事請負契約の締結に関する件	同
同	四三	道有財産の売払契約の締結に関する件	八、二三 同意議決
同	四四	物品売払契約の締結に関する件	八、二一 同意議決
同	四五	北海道建築審査会委員選任につき同意を求める件	同

優良種苗生産普及費	二千二百二十八万円
農業技術改良普及費	二百三十万円
病害虫防除費	一千四百三十万円
農業試験場費	二百六十一万円
種畜施設費	百七十五万円
草地改良事業費	六百十七万円
畜産団体強化育成費	二百八万円
また水産関係については、	
浅海増殖施設費	二千三十五万円
漁港修築費	二百四十八万円
水産試験場費	二百二十四万円
鮭鱒捕獲事業費	一千八百三十三万円
次に開拓事業費関係については、	
用地配分事業費	百六十三万円
営農促進費	百三万円
入植施設費	一千五十七万円
開拓補助事業事務費	百四十八万円
機械開墾実施費	一千五百九十五万円
開墾建設事業費	四百五十五万円
開墾建設附帯工事費	四百七十七万円
開拓振興計画費	二百万円
未墾地取得事務費	百九十六万円
土地改良調査費	二百四十七万円
更に林業関係については、	
森林資源造成事業費	七百二十七万円
林道施設費	二百四十三万円
森林保護費	一千四百十三万円
森林計画編成費	二百二十七万円
次に土木事業関係については、	
永久橋架換工事委託費	二千八十万円
橋梁架換費	九百五十万円

八、八	四六	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算	八、二三 原案可決
同	四七	昭和三十一年度北海道水産物検査費歳出更正予算	同
同	四八	昭和三十一年度北海道林産物検査費歳出更正予算	同
同	四九	昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同
同	五〇	昭和三十一年度北海道林野事業費歳入歳出追加予算	同
同	五一	北海道職員給与に關する条例の臨時特例に關する条例制定の件	同
同	五二	北海道学校職員給与に關する条例の臨時特例に關する条例制定の件	同
同	五三	北海道地方警察職員給与に關する条例の臨時特例に關する条例制定の件	同
同	五四	札幌医科大学条例の全文を改正する条例制定の件	八、二一 原案可決
同	五五	北海道労政事務所設置条例制定の件	同
同	五六	浦河郡荻伏村を廢し、その区域を浦河町に編入するの件	同
同	五七	札文郡香深村及び磐泊村を廢し、その区域をもつて札文村を置くの件	同
同	五八	工事請負契約締結に關する件	八、二一 同意議決
同	五九	工事請負契約締結に關する件	同
同	六〇	道有財産売却契約の締結に關する件	八、二三 同意議決
同	六一	物品売却契約の締結に關する件	八、二一 同意議決

道路改良費 五百万円
 道路舗装費 五百五十万円
 河川改修費 一千四百五十七万円
 河川調査費 二百十五万円
 水防費 百五十四万円
 また災害補助事業関係については、

開拓地災害復旧費 六百五十万円
 耕地災害復旧費 八千五百十四万円
 治山事業災害復旧費 二千三百十八万円
 災害関連委託事業費 四千三百四十五万円
 災害土木復旧費 八億二百五十万円
 災害河川改修費 一億二千万円
 港湾災害復旧費 二千二百八十万円

をそれぞれ計上いたしました外、

保健婦学院建築費 一千万円
 結核療養所増改築費 二千六百万円
 高等学校建物等の整備費 六千七百九十八万円
 産業教育施設整備費 二千五百万円
 理科教育振興費 四百二十五万円
 通信教育振興費 二百七万円
 探鉱調査費 二百三十万円
 警察庁舎建築費等の経費 二千五百二十七万円
 支庁庁舎等建設費 七千四百四十八万円
 職員住居施設費 七千三百八十七万円
 引揚者援護対策費 百六十九万円
 肢体不自由児施設拡充費 二千二百八十万円
 統計諸費 四百八十九万円
 をそれぞれ計上いたしました。
 第三は、当面の緊急経費といたしましては、
 酸性土壌改良費 三千四百十三万円
 漁業取締等の経費 百三十万円

議員から提出のあつた案件

決 議 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
八、一四	一	日ソ国交回復に関する要望決議	八、一四 原案可決
八、一八	二	総合開発調査特別委員会調査経費に関する件	八、一八 原案可決
八、二三	三	議案第二号及び第四十六号に対する附帯決議	八、二三 否決

報 告

提出月日	番号	件 名	議事経過
八、八	二	昭和三十年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計決算に関する件	八、二一 認定議決
七、二六	一	北海道夕張川二股発電所建設事業会計予算繰越報告の件	報 告
同	六二	財産の取得に関する件	同
同	六三	北海道収用委員会委員選任につき同意を求める件	八、二二 同意議決
八、一〇	六四	利尻郡登形町及び仙法志村を廃し、その区域をもつて利尻町を置くの件	八、二一 原案可決
同	六五	利尻郡鬼脇村及び鶴泊村を廃し、その区域をもつて東利尻村を置くの件	八、二一 継続審査
八、二一	六六	工事請負契約の締結に関する件	八、二一 同意議決

するめ、いか漁業調査費

二百万円

水産試験場無線施設整備費

百七十万円

農試根室支場施設整備費

四百五十万円

種畜場における飼料等の経費

百四十一万円

化学工業開発促進費

一千二十二万円

ロール合板研究費

二百五十万円

貿易振興費

三百八十五万円

道外博覧会参加費

二百万円

輸出展示会参加費

百七十五万円

学校図書館振興費

百八万円

図書館分館設置等の社会教育費

百五十万円

オリンピック選手派遣費補助等の保健体育費

百三十五万円

総合職業補導所寄宿舎建築費

一千二百万円

警察官採用試験費等の人事委員会費

百五十万円

総合開発調査費

百七十万円

をそれぞれ計上いたしました外、中小企業関係金融機関の資金源を増大して中小企業への融資を促進するため、北海道信用保証協会に対し、中小企業維持振興資金として二億円を貸付いたしますと共に零細企業に対する金融の促進のため当初議会において議決を経た北海道信用保証協会に対する貸付金五億円につき金利引下げの措置を併せて講じた次第であります。

第四は、前年度繰越事業について申し上げます。

議案第一号は前年度繰越事業費のみを一括提案いたしましたのでありますが、その内容は昭和三十年度における引当財源の見直し或は資金、資材その他の事情により昭和三十一年度に繰越施行を要することとなつたものうち前回未措置分につき今回計上いたしましたものでありまして、その額は、

で前回措置済のものとは合せますと、

四億七千九百五十八万円
十億四千六百五十三万円

となるのであります。

以上は普通会計歳出予算の主なるものについてその大要を申し述べたのであります。以上は普通会計歳出予算の主なるものについてその大要を申し述べたのであります。

意見案

提出月日	番号	件	名	議事経過
八、一八	一	引揚集団収容施設補修費補助率の引上げに関する要望意見書	八、一八	原案可決
同	二	中国渡航制限解除に関する意見書	同	同
八、二二	三	未開発地域における公的医療機関経費に関する国庫補助率の引上げに関する要望意見書	八、二二	原案可決

請願・陳情

① 第二回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書番号	件名	請願者	委員	審査結果
287	千歳町大滝村間を二級国道に認定方促進の件	千歳町長 土木	同	継続審査
288	千歳町地内一級国道三十六号線飛行場道路間を道道に昇格の件	同	同	同
289	名寄風連岬加内間を道道に昇格の件	名寄市長 同	同	同
290	苫前町字三溪苫前港間道路を道道に昇格の件	苫前町長 同	同	同
291	町村道計呂地苫佐瑞穂間道路を道道昇格の件	湧別町長 同	同	同
292	千歳川護岸及び改修工事施行の件	千歳町長 同	同	同

道 税

公営企業及び財産収入

七千六百四十四万円
(減) 四千八百八十四万円

分担金及び負担金

二千九百七十五万円

使用料及び手数料

七百五十二万円

国庫支出金

十二億二千五百八十四万円

寄 附 金

三千三百十五万円

繰 入 金

一億四千六百三十二万円

繰 越 金

七億六千三百八十六万円

雑 収 入

三億二千四百十四万円

道 債

一億七千万円

合 計

二十七億二千八百十八万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

なお右の中道税につきましては、道財政の現況にかんがみ新たに法定外普通税として自動車取得税を創設することとし、関係条例案と共に提案いたしましたので御了承の程を御願ひ申し上げます。

次に特別会計についてであります、今回農産物検査費会計において、

六百十八万円

を計上いたしましたのは、農産物検査条例の改正に伴ひ国の依頼検査規定に基づいて行ふ検査に要する経費につき措置いたしましたものであり、また転貸資金会計においては自作農創設資金の繰上償還のため、

百九十四万円

を追加計上し、更に道病院費会計においては、

紋別病院棟改築費

一千五百万円

並びに静内病院に係る起債の繰上償還費

一千万円

合せて二千五百万円を計上いたしました次第であります。

次に道有林野事業費会計において、

一億八千五百十七万円

を追加いたしましたのは、本事業の経営に遺憾のないようにいたしますため造林費、斫伐費等

一億八千五百十七万円

を財産収入及び国庫支出金、繰越金等を見合ひに計上いたしました次第であります。

293	古平泊間開発道路を二級国道に昇格の件	美国町長	同	同
294	釧路市道北大通柏木町通線を道道に昇格の件	釧路市長	同	同
295	道道沼田士別線概加内村市街地側溝工事施行の件	概加内村長	同	同
296	道道河川千歳町ママチ川改修工事施行の件	千歳町長	同	同
297	中小上水道敷設事業に対し道費補助復活の件	士別市長	同	同
298	苦小牧市所在静川線を道道に昇格の件	苦小牧市長	同	同
299	町立浜頓別高等学校を道立に移管の件	浜頓別町長	文教	同
300	道立野幌高等学校寄宿舎災害復旧の件	野幌高等学校災害復旧期成会長	同	同
301	町立江部乙高等学校を道立に移管の件	江部乙町長	同	同
302	網走支庁管内五月風害による被害農家復興対策の件	網走支庁管内町村会長	農務	八、二一採択
303	網走支庁管内五月風害による地方交付税増額配分措置の件	同	総務	八、二三総審査
304	網走支庁管内五月風害による土地改良事業等に対し助成措置の件	同	農地開拓	同
305	網走支庁管内耕地防風林整備事業に対し助成措置の件	同	林務	同
306	厚岸町トライベツ地区の開拓者に対し農耕面積増配分の件	厚岸町トライベツ連合会長	農地開拓	同
307	士別市地内北静川土地改良区北線地区溜池改良工事施行の件	士別市北静川土地改良区理事長	同	同
308	恵庭町盤尻地区の自衛隊練習場用地買収反対の件	恵庭町盤尻松本為吉外八十五名	同	同

次に自転車競渡費会計についてでありますが、車券の売上が当初に予想いたしました以上に良好でありますので、これに対応し競輪実施費として、

一億七千四百五十万円
を見込んだ次第でありまして、なおこの純益

三千五百二十万円
は普通会計に繰出すこといたしました。

次に農業改良資金貸付事業会計について申し上げます。

本特別会計は過般の国会において成立を見ました農業改良資金助成法の規定により今回新たに設置するものでありまして、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に農業技術を導入した施設を改良する場合その資金を貸付するの外融資を受ける場合の債務保証を行うとするものでありまして、今回計上致しましたその予算の総額は、

一億二千五百三十三万円
であり、

国庫支出金 八千四百四十万円
及び一般会計繰入金 四千二百八十四万円
並びに雑収入 百八万円

を見合いに措置いたしました次第であります。

次に中小企業振興資金貸付事業費会計についてでありますが、中小企業の振興を図るため中小企業振興資金助成法の規定に基づき今回新たに本会計を設置するものでありまして、これが所要経費として、

一千三十万円
を国庫支出金並びに普通会計繰入金を見合いとし計上いたしました次第であります。

また、医科大学費会計において、

百十九万円

を追加計上いたしましたのは教授の海外派遣に要する経費につき措置したものであり、道有財産整備資金会計において、

一億二千二百二十九万円

を計上いたしましたのは土地、建物の売払代等の財源を見合いに財産造成並びに資金積立等を行うものであるであります。

次に北海道からまつ穂果集荷等取締条例案について申し上げます。

324	323	322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309
江差町における上水道敷設事業に對し道費補助の件	三石町上水道事業に對し道費補助の件	大成村上水道敷設工事に對し道費補助の件	療養中の生活扶助者及び医療扶助者に對し夏期援護の件	上ノ国村所在山林の開拓道地開放の件	町村道白井川礼文並線を道道に昇格の件	上ノ国村地内道の川支流目名川を準用河川に認定の件	帯広市木糖工場設置に對し助成の件	札幌市にタクシー業新設の件	津別町所在農耕道地開放促進の件	置戸町開拓適地に對する入植計画樹立の件	上ノ国村地内天ノ川改修工事及び砂防施設実施の件	恵庭町地内町村道改良工事に對し道費補助の件	白仁保健所整備の件	オホーツク海における底曳船漁獲制限緩和の件	女満別町所在の飛行場を第二種空港として指定の件
江差町長	三石村長	大成村長	札幌市白川国立北海道第二療養所自治会長外二七九名	上ノ国村長	三和村長	上ノ国村長	帯広市長	札幌市南一東二相五車クラブ代表者	津別町農業委員会	置戸町長	上ノ国村長	恵庭町長	白仁保健所運営協議会長	紋別市長	網走市民有米三郎外六名
同	同	土木	民生	農地開拓	同	土木	同	商工	同	農地開拓	同	土木	衛生	水産	商工
同	同	八、二三 継続審査	八、二一 採択	同	同	同	八、二三 継続審査	八、二一 採択	同	同	同	同	八、二三 継続審査	八、二三 不採択	八、二一 採択

この条例は、からまつ穂果の集荷及び移動について必要な制限を加えもつて北海道森林資源の保続増進を図るため制定しようとするものであります。

また、北海道共済商工協同組合の共済事業の損失補償に関する予算外義務負担の議決変更についてであります。今回の変更は損失補償金額を増額し、またその期間を延長して北海道商工協同組合の共済事業を強化しようとするものであります。

以上は今回提出いたしました案件の主なるものについて、その大要を御説明申し上げたのであります。

何分よろしく御審議の程を御願ひ申し上げる次第であります。

なお道財政の健全化に關する方途につきましては自動車取得税の新設その他道税の徴収確保による税収入の増収、公営企業収入、財産収入、その他税外諸収入の増収等による歳入の増収確保と給与費、需用費等消費的経常費の抑制並びに単独事業の執行保留等による歳出の抑制を行うこととして単年度赤字の発生を防止し、過年度より繰越した実質赤字を漸減すべく、具体的な計画を検討中であります。なお給与費等については目下地方公務員法の規定に基き職員団体と交渉中でありまして、なるべく速かに結論を得て議院に提出致したいと存じておりますので何卒御諒承賜りますよう御願ひ申し上げます。

○七月三十日 午後二時五十分開議、諸般の報告の後、本日の議事日程は延期し、明七月三十一日は休会とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、午後二時五十一分散会。

○八月一日 午後二時四十分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、同二時四十五分休憩、午後十時三十四分再開、明八月二日より十四日まで十三日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、同十時三十五分休憩、午後十一時五十二分再開、本日の議事はこの程度に止め明日は午前零時五分より開議することについて諮り、異議なくそのことに決し、明日の日程を朗読、午後十一時五十三分散会。

340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330	329	328	327	326	325
新冠村有林アクマシブ地区開放中止の件	広尾町の冷害による被害農家救済策の件	厚真村上水道敷設事業に対し補助の件	本古内町における上水道工事に對し補助の件	羽幌町上水道事業に對し補助の件	上川高等学校に通常課程併置方認可の件	岩内高等学校学級増設の件	生活保護法による療養者に対し夏期生活救護の件	留萌市道を道々に昇格の件	町村道川西上札内線を道々に昇格の件	道費河川太槽川及び真駒内川の改修工事施行の件	町道大成―太槽線外三線の道々移管の件	北海道総合開発大博覧会開催に關する件	江差高等学校体育館建設の件	道立江差病院の整備拡張の件	江差町の労働会館設置に對し補助の件
新冠村長	広尾町長	厚真村長	本古内町長	羽幌町長	上川町長	岩内町長	小樽療養所患者代表	留萌市長	川西村長	同	北檜山町長	札幌市長	同	同	江差町長
農地開拓	農務	同	同	土木	同	文教	民生	同	同	同	土木	商工	文教	衛生	労働
同	同	同	同	同	同	八、二、三 継続審査	八、二、一 採択	同	同	同	八、二、三 継続審査	八、二、一 採択	同	同	同

○八月二日 午前零時二十六分開議、諸般の報告の後、日程第一議案招集に関する知事の政治的責任についての緊急質問を議題に供し、林議員（自民）より質問があり、知事より答弁があつて、次に日程第二休会決定の件を議題に供し、明八月三日より七日まで五日間休会することについて諮り、起立の方法による採決の結果、起立者多数でそのことに決定、なお休会中議長において緊急の必要ありと認めるときは本会議を開くことができることとし、午前零時三十九分散会。

○八月八日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、日程第一議案第一号乃至第四十五号、報告第一号に追加し議案第四十六号乃至第六十三号、報告第二号を議題に供し、知事より追加案件に対する提案理由の説明を聴取、午後三時十分休憩、午後四時二十八分再開、明八月九日は休会とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、八月十日の日程を朗読、午後四時二十九分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算案その他について御説明申し上げます前に別に御手元に配付致しました資料「昭和三十一年度道財政の健全化に関する計画書」について御説明申し上げます。

地方自治の進展は、民主政治の基盤でありわが国における最大の課題の一でありますのに拘らず、その裏付けをなす地方財政はかえつて逐年窮迫の度を加え、このため地方自治を危殆に瀕せしめつつありますことは御承知のとおりであります。

従つてこれが窮乏の打開と財政健全化のための諸対策は国及び地方を通じて焦眉の急務とされているところであります。

道におきまして、これらの現状にかんがみつとに財政の健全化につきましては努力を払つてきたのでありますが、とくに昨年度におきましては財政の健全化を図りましたため、全国の地方公共団体を一体とした「地方財政確立協議会」を創設し地方財政窮乏の要因をなす地方行財政制度の改正を国に対し強力に要請いた

陳 情		文書 番号		陳 情 者		委員 付託		結 果	
341	道々深川停車場線道路の舗装工事施行の件	深川町長	土木	八、二三	継続審査				
422	壮警村を町村合併計画策定の対象町村より除外の件	壮警村長	総務	八、二三	継続審査				
423	消防施設税（仮称）の設定に関する件	消防長連絡協議会	同	同	同				
424	常盤村を町村合併計画策定の対象町村により除外の件	常盤村長	同	同	同				
425	ソ連出先機関を函館市に設置の件	函館市長	同	同	同				
426	北海道食品協会連合会事業に対し補助金交付の件	北海道食品協会連合会長	衛生	同	同				
427	春釧町漁対策の件	留萌市長	水産	八、二三	採択				
428	春釧町漁による被害漁民に対し生業資金融資の件	同	民生	八、二三	継続審査				
429	春釧町漁に対し労働対策の件	同	労働	同	同				
430	海産物集合検査制度反対の件	福島町 佐藤 鶴三郎	水産	同	同				
431	鉾毒防除措置の件	古平町 吉太郎	同	同	同				
432	海共六十六号漁業権（第一種）漁場変更の件	戸井村漁業協同組合長	同	同	同				
433	石狩川治水工事施行促進の件	新篠津村長	土木	同	同				
434	道々苫小牧支笏湖線道路舗装工事施行の件	苫小牧市長	同	同	同				

しますと共に本道の特殊事情に基く財政需要に対する財源措置を要請し、また道自体としても可能な限り財政の健全化に向つて努力し、財政構造を改善して将来における健全財政の基盤を培うため昨年十月「昭和三十年年度道財政の健全化に関する計画」を樹立し確実にこれを実行することとした次第であります。

この結果、一方においては充分とはいへないものでありますが地方財政計画の策定等による地方交付税率の引上げ、軽油引取税の創設、入場譲与税、煙草消費税の改正等、地方行財政制度に対する若の改正が行われ、又他方においては自力による財政健全化の措置として税及び税外収入において、

の増収と、行政簡素化及び人件費、旅費、物件費の節減による

三億一千余万円

の歳出節減計画を完全に実施いたしまして単年度における赤字の発生を防止し、更に過年度から繰越しいたしました実質赤字

三億五千七百万円

についても約五千万円程度解消することができた次第であります。

しかしながらこれ等の措置によるのみでは、なお、到底道財政の窮乏の打開とその健全性の回復を完全に望むことは出来ないものでありまして、なお、このままの状況に放置いたしますときは公債償還費をはじめとする義務的経費の増嵩によつてなお赤字累増の危機にさらされているのであります。

道財政の健全化のためには、先づ地方財政に共通の赤字原因を根本的に払拭するため公債費の合理化をはじめ地方税制度の改正、地方行政制度の改革、投資的経費に対する財源附与等の措置を国に対し速かに実現せしめる必要があります、更に本道の特殊事情による財政需要に対する充分な財源措置を要求しなければならぬのであります、道自体においても、昨年度策定実施した財政の健全化に関する計画の基本方針を踏襲することは勿論更にその徹底を期し、繰越された実質赤字を漸減いたしますと共に財政構造を改善して将来における健全財政の基盤を涵養する努力を倍加しなければならぬのであります。

もとより、これらの財政健全化計画はただ徒らに地方財政の規模を縮少し、地方自治を窒息せしめるものであつてはならないのでありまして、地方自治が住民の福祉と民主国家の発展のために生成し、発展し振興するための充分な基盤を調えるために役立つものでなければならぬことは論を俟たないところであります。

450	449	448	447	446	445	444	443	442	441	440	439	438	437	436	435
浜益村に付家畜の導入の件	浜益村開拓促進の件	浜益村水産振興対策の件	農業改良普及事業強化の件	機械化試験研究施設整備の件	空知管内負債農民に対し農家負債整理促進条約適用の件	日甜美幌工場新設に対し支援の件	知床漁港災害復旧工事促進の件	道々幌加内旭川線の一部路線変更反対の件	道々江別新篠津間改修工事施行の件	道々香深船泊線架設清水橋改修工事施行の件	上水道敷設事業道費補助継続交付方の件	幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	道々北見津別線津別市街地区側溝工事施行の件	津別町所在町村津別厚野道路を道道に昇格の件	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件
同	同	浜益村長	北海道農業改良普及協会会長	十勝農業協同組合連合会長	岩見沢市長	日本甜菜製糖株式会社社長	香深村長	鷹栖村長	新篠津村長	船泊村長	美幌町長	幕別町長	同	津別町長	同
農務	農地開拓	水産	同	同	同	農務	同	同	同	同	同	同	同	同	同
採八、二一	八、二三	採八、二三	同	採八、二一	八、二三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

従つてこの際道民の福祉を圖り、本道の開発を遂行するための基盤を一層強固にするため、一方において道自ら財政の健全化に對するあらゆる努力を傾注するとともに他方において国に對し、地方自治の振興のための基本的な措置を全力を挙げて要求しようとするものでありまして、これが昨年度に引き續いて「昭和三十一年度道財政の健全化に関する計画」を樹立し実行しようとする理由であります。

六億九千七百万円
となるのであります。これに対し、今回歳入において、

二億六千二百万円

の節減を図り、もつて昭和三十一年度における単年度赤字を解消すると共に過年度の繰越の実質赤字についても五千万円余を解消することを目標といたしておるのであります。

三千八百四十一万円

466	旭川市に木材糖化工場設置の件	旭川市議会議長	商工同
465	虎杖浜保育所新築に対し補助の件	白老町長	民生同
464	教育の正常化と施設充実に關する件	母と教師の会連合會會長	同同
463	道立特殊学校新設及び特殊學級増設の件	同	同同
462	給与三本建是正に關する件	同	同同
461	教職員定員充実に關する件	北海道中学校長會	同同
460	標茶町に道立図書館の分館設置の件	標茶町教育委員會 委員長	同同
459	広尾町音調津公民館建設費に對し道費補助の件	廣尾町長	同同
458	室蘭教員養成所の學生に對し學資補給金支給の件	夕張市秋田隆外百二名	文教同
457	浜益村民生安定対策の件	同	民生同
456	道東河川浜益川の切換工事並びに災害復旧工事促進の件	同	同同
455	二級国道札幌留萌線中浜益村内改良工事実施の件	同	土木同
454	浜益村民有林造林資金の貸付の件	同	同同
453	浜益村飛砂防止林造林の件	同	同同
452	浜益村荒廢地治水事業實施の件	同	林務同
451	農家負債整理促進條例適用の件	同	農務同

を見込んだのであります。

次に税外諸収入の増収及び確保に関する事項といたしましては、地方交付税において寒冷補正等の諸措置により前年度錯誤減額分に見合う額の確保に努めることとして、

二千五百七十万円

を、また公営企業収入については競輪益金の増加を図ることとして、

三千五百二十万円

を、更に使用料、手数料及び雑収入の増収を図りますため、公宅使用料を約五割引き上げると共にその他の道有財産についても貸付料を実情に適合するよう引き上げることとし、これによる増収

一千百三十六万円

税外徴収機構を強化し過年度収入、延滞金及び延滞加算金等の増収を図ること等により、

三千五百九十八万円

一億八百二十四万円

計

の収入確保増収を企図いたした次第であります。

第二は、歳出の抑制及び節減に関する事項についてであります。先づ人件費において一般職員、警察職員及び教育職員等の昇給については、

1 昭和三十一年七月以降その昇給期間を各職員につき二回を限り五割延伸すること、

2 枠外者の昇給については、特一号及び特二号となる者に関しては、その昇給期間を一・五倍、特三号以上となる者に関しては、その昇給期間を二倍とすることとして、

一億三千三十万円

節減し、又、義務的経費について経理資金の円滑な運営により一時借入金利子の支払額を節減することとして、

八百二十五万円

を節減し、經常的経費については、地方行政制度の改正等に伴い行政運営の合理化を図ることとして、

二千四百万円

執行保留し、更に単独事業費については全体として純道負担額の二割相当額の

482	481	480	479	478	477	476	475	474	473	472	471	470	469	468	467
幌加内村地内五線川外二河川を 準用河川に昇格の件	幌加内村地内五線川並びに二線 川砂防工事施行促進の件	道々沼田―士別線幌加内村地内 側溝施設施行の件	忠類村の自立と堺界変更の件	浦河町堺町に巡査駐在所設置の 件	金属回収業に関する条例制定の 件	鶴川町上水道事業に対し補助の 件	野幌繁業充実対策の件	自動車取得税創設反対の件	中小上水道工事費補助金計上の 件	北海道大学農学部と農業団体、 農業協同組合新設の件	療養中の生活保護法適用患者に 対し一時金支給の件	別海村医療機関整備の件	道内信用組合に対し資金貸付の 件	千歳町泉郷に常駐医師派遣の方 件	道立旭川療養所移転の件
同	同	幌加内村長	忠類村長	浦河町長	日本国有鉄道北海 道総支配人	鶴川町長	江別市長	北海道自動車協会 会長	幕別町長	北海道農業会議会 長	国立旭川病院患者 自治会会長	別海村長	北海道信用組合協 会会長	千歳町長	同
同	同	土木	総務	同	治安	土木	商工	総務	土木	農務	民生	衛生	商工	同	衛生
同	同	同	同	同	同	同	同	同	八、二三 総統審査	同	同	同	八、二一 採択	同	同

一億円

を執行保留することと致した次第でありまして、歳出面における節減及び抑制額は、

合 計

二億六千二百五十五万円

となり、これに歳入の増収確保分を合せますと、

四億四千七百二十三万円

の赤字が解消することとなります。

次に昭和三十一年度以降の道財政につきましては、地方行財政制度全般に亘りなお若干の重要な改正を予想せられる問題点が残されておりますので、現段階においてこれを明確に推定し、対策を講じますことは非常に困難な状況にありますので今回は昭和三十一年度のみ計画に止めた次第であります。いづれ国の地方財政政策の見通しを得次第計画を樹て、適當の機会に御説明申し上げたいと考えておりますのでこの点御諒承戴きたいと存する次第であります。

次は今回提出いたしました道費予算案について御説明申し上げます。

今回提案いたしました予算は財政の都合によりかねて支払繰延べいたしておりますました道職員等に係る昇給昇格費の差額について措置いたしました次第でありまして普通会計においては、

一億一千九十九万円

を国庫支出金、前年度繰越金及び雑収入見合に追加計上いたしました次第であります。又水産物検査費及び林産物検査費、医科大学費、道有林野事業費の各特別会計においてそれぞれ歳出更正又は歳入歳出予算の追加措置をいたしましたのは普通会計同様の事由によるものであります。

次に北海道職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例、北海道学校職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例についてであります。これ等の条例はさきに申し述べました本年度における道財政の健全化に関する計画に基づき道職員等の昇給期間を延伸しようとするものであり、又札幌医科大学条例の全文を改正する条例は札幌医科大学に大学院を設置することとなりましたのに伴い教員組織及び学生定員等につき規定しようとするものでありまして、なおその内容が全般にわたりますので全文改正といたしました次第であります。

次に浦河郡荻伏村を廃し浦河町に編入するの件並びに礼文郡香深村及び船泊村

498	497	496	495	494	493	492	491	490	489	488	487	486	485	484	483
鷺泊村に町制施行の件	枝幸町上水道敷設事業に対し継続補助の件	農林漁区三百二十一番海上秩序維持の件	釧路地方作況不良に対する救済策樹立の件	大雪山国立公園湧動別温泉施設整備計画の件	大雪山国立公園道路整備の件	新冠村上水道敷設事業に対し道費継続補助の件	夕張市福住一栗沢町万字岩山間道路開さくの件	猿払村地内カソベツ川及び猿払川改修工事施行の件	函館大間新航路開設並びに国庫大畑線を大間町まで延長方要望の件	一級国道二十六号線中千歳室蘭間の完全舗装促進の件	太平洋岸十屯未満鮭鱒流通漁業の操業措置の件	留萌鉄道路株式会社線(恵比島、昭和間)を国有鉄道として経営の件	幌加内村道朱篠内一温根別間道路改良工事施行の件	幌加内村地内雨竜川治水事業施行の件	幌加内村地内道々沼田、士別線外二線の改良補修工事施行の件
鷺泊村長	枝幸町長	小樽市議会議長	釧路開拓農業協同組合連合会長	同	長 大雪山観光連盟会	新冠村長	夕張市長	宗谷地域総合開発期成会長	函館市議会議長	千歳町長	鮭鱒流通漁業対策協議会長	長 太平洋岸十屯未満有鉄道実現期成会	同	同	同
総務	土木	水産	農務	林務	同	同	同	土木	商工	土木	水産	同	同	同	土木
同	同	八、二三 継続審査	八、二一 採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	八、二三 継続審査

を廃止してその区域をもつて札文村を置くの件は、地勢、気候、風土等の自然条件が共通し、又文化、経済、交通等密接な関係のある町村が合併によつて効率的な自治体運営を図ろうとするものでありまして、それぞれ議会の議決を経て申請があり、調査の結果適当と認めましたので、ここに提案いたしました次第であります。

以上昭和三十一年度道財政の健全化に関する計画並びに予算案その他について概要を御説明申し上げたのでありますが、なお詳細につきましては私又は参事員より御質問に応じて御答弁申し上げたいと存じます。よろしく御審議の程をお願いいたします。

○八月十日 午後一時三十九分開議、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一議案第一号乃至第六十三号、報告第一号及び第二号に追加し議案第六十四号及び第六十五号を一括議題に供し、知事より追加議案に対する提案理由の説明を聴取、通告の代表質疑に入り、阿部議員(自民)より、①議会招集に対する知事の態度特に財政再建案提出遅延の問題、②行政執行上副知事選任に対する知事の意向、③道財政健全化の問題特に財政再建長期計画を樹立しない理由、年度中途に財政健全化計画を提出することによる基本方針の変更に対する知事の見解、人件費増嵩に対する抜本的対策の樹立、単独事業費削減の内容、自動車取得税創設の大衆負担軽減に対する見解、自主的再建団体の指定を受ける手続をとらなかつた理由、④三十年度決算見込特に繰越金の内容、真駒内土地売却代金の問題、⑤産業経済関係特に高度集約酪農地区指定に関する道費予算措置の問題、開拓行政と森林行政の円滑化、北洋漁業における独行船の欠損並びに明年度出漁の制約に対する知事の見解、中小商業者に対する零細金融対策の構想並びに消費生活協同組合による中小商業者圧迫の問題等について質疑、予め時間延長の後、知事、総務部長より答弁、阿部議員より知事の答弁について速記録を調査の上再質問したいので休憩されたい旨の発言があつたが議長は、村本議員(社)を指名、村本議員(社)より財政再建問題について質疑に入つたが、定足数を欠くに至つたため午後三時五十五分休憩を宣告、午後

② 継続審査中のもの
請 願

文書 番号	件 名	決 定	委 員 会 名
499	大畑一室蘭間航送幹路開設要望の件	室 蘭 市 長	商 工 同
500	鷲泊村に稚内保健所出張所設置の件	鷲 泊 村 長	衛 生 同
501	沙流川水系岩知志内発電事業計画に伴う水利権交付保留の件	平取町沙流土地改良区理事長	土 木 同
502	新得警察署長及び次長公宅買収の件	新 得 町 長	治 安 同
503	エヒのコックス症を地方病に指定要望の件	香 深 村 長	衛 生 同
504	臼尻村上水道事業に対し補助の件	臼 尻 村 長	土 木 同
505	留萌市に職業補導所設置の件	留 萌 市 長	労 働 同
506	留萌市に木材精化工場設置の件	同	林 務 同
507	北海道の学芸大学の昇格拡充の件	旭 川 市 長	総 務 同
119	引揚者在外財産の処理促進の件	採 扱 扱	総 務
216	私立短期大学に対し道費補助交付の件	同	同
271	函館大学設置期成会に対し道費補助の件	同	同
215	在外資産補償確保総躍起大会運営費に対し補助の件	不 採 扱	同

八時二十四分再開、塚田議員（労）より、本日の議事はこの程度に止め散会せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、明日の日程を朗読、午後八時二十五分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました町村合併関係の案件について御説明申し上げます。
今回提案いたしましたのは、

利尻郡杵形町及び仙法志村を廃し、その区域をもつて利尻町を置くの件
利尻郡鬼脇村及び鷺泊村を廃し、その区域をもつて東利尻村を置くの件
の二件であります。関係町村は何れも利尻島に所在し、地勢、氣候、風土等の自然条件は全く共通し、また文化、経済、交通等においても密接な関係があり、合併によつて自治体運営の効率化を期そうとするものでありまして、それぞれ議会の議決を経て申請があり、調査の結果適当と認めここに提案いたしました次第であります。

何卒よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○八月十一日 午後二時四十四分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、同二時四十五分休憩、午後七時五十分再開、諸般の報告の後、議長より、昨日の阿部議員の理事者側答弁後の発言は、質疑を保留したものと考え取り上げなかつたのであるがこれがため議事が停滞したことはまことに遺憾であつた、阿部議員の再質疑の取扱いについては前例もないことであるので議運において取扱いを協議しその決定によつて議事を進めたい旨を述べて了承を求め、ついで天谷議員（協ク）より、本日はこの程度として散会せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、明後日の議事日程を朗読、午後七時五十二分散会。

○八月十三日 午前十一時三十八分開議、諸般の報告の後、日程第一議

146	125	124	122	259	283	250	254	244	225	220	207	282	257	253	163
南富良野村金山開拓地の飲料施設工事実施の件	農地法第七十一条の規定による検査経費に対し助成の件	札幌市丘球籬路地区新川排水工事施行促進の件	雄武町の畑作農家救済対策事業施行の件	置戸町及び訓子府所在道有林中、開拓道地開放の件	北京、上海日本商品展覧会出品に対し道費補助の件	室蘭大畑間国有鉄道航送航路開設の件	上磯町保育所設置に対し助成の件	阿寒村徹別地区に国保甲型診療所設置の件	失業対策事業に対し要望の件	日雇労働者厚生資金制度実施の件	浦河町労働会館建築に対し補助の件	道南に漁業指導調査船配置等漁業対策の件	襟裳岬以西海面中型機船底曳網漁業禁止区域拡大の件	噴火湾における小型機船底曳網漁業全廃の件	中型機船底曳網漁業禁止区域の拡張並びに使用網制限の件
同	同	同	採択	不採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択
同	同	同	農地開拓	林務	同	商工	同	民生	同	同	労働	同	同	同	水産

案第一号乃至第六十五号、報告第一号及び第二号を議題に供し、代表質疑を続行、村本議員（社）より、①道財政健全化の問題特に地方財政、税制改革に対する知事の見通し、官僚的中央集権による地方財政へのしわ寄せ、公債費累増に対する償還の方途、道費関係職員の昇給延延措置に対する知事の所信、人事院勧告による国家公務員の給与制度が改正された場合の考え方、財政健全化と知事の公約実現に対する所信、②北海道総合開発の問題特に第一次五カ年計画における特別立法措置されたものその他のものの遂行率の比較とこれに対する知事の見解、第二次五カ年計画の道案と開発庁案の根本的相違点、第二次五カ年計画完全実施の具体的方策、計画推進のための道民に対する周知対策、第二次計画実施と開発機構問題に対する知事の見解、③水産関係特に日ソ漁業条約発効に伴うさけ、ます、にしん、かに等制限に関する日ソ漁業合同委員会に北海道より委員派遣に対する知事の見解、海難救助協定による道の対策、沿岸漁業の沖合進出に対する対象等について質疑、知事より答弁があつて、午後一時八分休憩、午後二時二十二分再開、阿部議員（自民）より、先日質疑について、財政健全化計画における自動車取得税の創設、単独事業費の削減等に対する知事の見解、機構改革、支庁に対する権限移譲、人件費の圧迫等に対する知事の考え方、財政再建促進法による起債の借替措置の問題、三十年度決算見込における繰越金の問題等について再質疑二回、知事、総務部長より答弁（予め時間延長）、次に高橋（石）議員（協ク）より、①道財政健全化の問題特に長期計画の樹立、単独事業費の二割削減に対する考え方、②総合開発第二次五カ年計画の実施と道負担分に対する知事の所信、③道費関係職員の昇給延延に関する団体交渉の経過、④自動車取得税創設の問題特に条例提案の仕方、不動産取得税との関連における考え方、⑤町村合併計画における地元町村の反対の問題、⑥道東、道北地区における冷害凶作に対する対策、⑦農家負債対策並びに開拓入植者の営農対策の確立等について質疑、知事より答弁があつ

235	234	233	201	192	186	158	127	7	1	104	284	270	193	169	165
町道下川町サンルー雄武町上幌加内間を道道に昇格の件	鶴居村より阿寒村を経て標茶町に至る町村道を道道に昇格の件	町村道上砂川東奈井江線道路を道道に昇格の件	本別町地内道道幕別足寄線及び新得本別線道路路側溝改修工事施行の件	道道輪厚栗山線の一部区間市員拡張の件	江差町道改良六ヶ年計画事業に対し補助の件	道費河川辺別川改修工事施行の件	余市町地内町村道沢町山道沢町尻場線を道道に昇格の件	釧路市浦見町所在道路側溝改修工事施行の件	余市町地内湯内川を道費河川に昇格の件	旧土人保護法による給与地返還の件	鷹栖地区道管軌道客土事業実施方促進の件	天の川流域道管土地改良事業施行の件	恵庭町西三線排水改良工事施行の件	後志支庁管内小田地造田事業に伴うかんがい施設事業に対し助成の件	豊浦町字新山梨地区（上泉を含む）を開拓計画に編入の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	採	不採	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	採	同	同	同	同	同	同
									土						
									木						

て、午後三時五十七分休憩、同四時十三分再開、次に新川議員（労）より、①労働関係特に完全雇傭に対する具体策、中小企業の防衛等に対する知事の所信、②日ソ交渉問題特に現段階における領土問題解決に対する知事の見解、千島齒舞返還懇請同盟の意見書に関する同盟との話し合いの経過、今後の領土返還運動の在り方、領土返還による警備力増強に関する報導の問題、③道財政健全化の問題特に財政健全化計画を年度当初に提出できなかった理由、昇給延伸措置において低位所得者と高額所得者と区別しない理由、人事院勧告が実現した場合単純無条件に積みかさねるかどうか、単独事業費二割削減に関する予算更正の扱い方、自動車取得税設定における自家用、営業用の区別がない点、昇給延伸措置に対する人事委員会の意見書の内容、人事院勧告に類するものを人事委員会が勧告の用意があるかどうか、道関係職員と民間給与との比較、国家公務員の旅費に関する法律の改正に伴う道人事委員会の意見の未提出の問題、④総合開発関係特に交通開発株式会社設置に関する正力構想に対する知事の見解、⑤甜菜製糖工場設置と甜菜増産対策に関する道の態度確立に対する知事の所信、⑥夕張川二股ダム建設工事の完成見通し特に補償問題の解決等について質疑、知事、警察本部長、人事委員長より答弁、新川議員より、完全雇傭対策、甜菜製糖工場設置と甜菜増産対策に関する道の態度の問題、人事院勧告と道人事委員会の見通し等について再質疑、知事、人事委員長より答弁があつて、午後六時十五分散会。

○八月十四日 午前十一時四分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃至第六十五号、報告第一号及び第二号を議題に供し、一般質疑に入り、佐々木議員（自民）より、①治安維持関係特に警察装備と機動力の充実に對する道費予算措置の問題、警察官給与の改善の問題、②道庁及び各出先機関、事業所等における石炭購入方法の明朗化特に札幌医大及び石狩支庁の石炭購入問題、③道立農業試験場の新築及び

268	267	266	265	264	262	260	252	251	248	247	246	245	240	238	237
道道秩父別妹背牛停車場線改良工事実施の件	道道沼田土別線並びに幌加内和寒線間道路改良工事の件	愛別村道愛別朝日間道路を道道に昇格の件	朝日村市街より愛別村に通ずる朝日村道を道道に昇格の件	天塩川支流ベンケヌカンプ川を河川法準用河川に認定の件	東川村所在倉沼川架設倉沼大橋の永久橋化に對し国庫補助の件	町道置戸町中里留迎葉町温根湯間を道道に昇格の件	町道池田町本別町間を道道に昇格の件	道道本別新得線及び白糖本別線を開発道路に編入の件	阿寒村から鶴居村を経て標茶町に至る町村道を道道に昇格の件	市町村道旭川市幌加内村間を道道に昇格の件	道道荷負内線貫気別一號橋及び二號橋の災害復旧工事の件	道道荷負内線及び穂別停車場線幌去線の補修の件	藻琴山観光道路の実現方の件	池田町士幌村上士幌町を結ぶ町村道を道道に昇格の件	町村道遠軽邑露間を道道に昇格の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	扱
															士
															木

増改築における不明朗な問題等について質疑、知事、衛生部長、総務部長より答弁があつて、次に深山議員（自民）より、財政健全化の問題特に長期計画の樹立、単独事業費の削減、起債を財源とする単独事業の起債見直し、道費関係職員の薪陳代謝の経過等について質疑、知事、総務部長より答弁、深山議員より、新陳代謝の実施における低所得者の退職に対する知事の見解について再質疑、知事より答弁があつて、次に伊藤（作）議員（自民）より、①農地開拓行政と林務行政の調整に対する解決策、道有林の開放に対する知事の基本的考え方、②青函間における滞貨輸送の問題、③札幌市中央卸売市場設置に対する道費助成の問題、④町村の上水道事業に対する道費補助の問題等について質疑、知事より答弁、伊藤（作）議員（自民）より、農地開拓における道有林開放に対する考え方について再質疑、知事より答弁があつて、午後一時五分休憩、同二時三十五分再開、予め時間延長の後、川瀬議員（協）より、鱒の孵化事業に対する知事の見解並びに道南の凶漁対策について質疑、知事より答弁があつて、次に林議員（自民）より、①副知事を選任しない具体的理由、②道財政の悪化についての知事の見解、単独事業の二割執行保留の内容、財政健全化の抜本的計画樹立の問題、③昇給延伸条例制定の理由及び根拠、延伸措置を二回に限つた理由及び二回延伸実施後の見直し、新規採用者に対する取扱いの公平化問題、勤務評定の実施、職階制採用に対する見解、④財政健全化計画の再検討による年次計画の提出等について質疑、知事より答弁、林議員より、副知事選任の問題、財政悪化に対する見解、単独事業保留の内容、財政健全化の抜本策並びに中央に対する運動方針、昇給延伸措置実施後の見直し、勤務評定実施の問題、人事管理に対する知事の所信等について再質疑二回、知事より答弁があつて、午後四時十九分休憩、同五時八分再開、諸般の報告の後、和平議員（労）より、①労働対策特に労働会館設置助成に対する知事の所信、道立札幌労働会館改築に対する知事の見解、②町村合併関係特に合併計画案変

358	291	61	232	番号 文書 表	陳 情	188	269	214	161	126	286	280	277	276	274
函館漁業無線施設増設に対し補助の件	中型機船底曳網漁業禁止区域拡張の件	漁業用無線設備増設に対し補助の件	千島歯舞諸島の早期返還並びに日ソ漁業協定締結の件	件	名	広尾警察署庁舎改築の件	上ノ国村隔離病舎設置に対し道費補助の件	町村道恵庭戸礎線を道道に昇格の件	清水原野清水熊牛間道路を道道に昇格の件	雄武町の畑作農家救済土木事業施行の件	丸瀬布町所在水谷橋の永久橋架替工事施行の件	丸瀬布町所在道道の側溝施設実施の件	道道上美生中札内停車場線より分岐一芽室町西伏美に至る町道を道道に昇格の件	国鉄東旭川駅より国鉄西神楽駅に至る道路を道道に昇格の件	上美生橋を永久橋に架替の件
同	同	同	採	決	委員	採	同	同	同	不採	同	同	同	同	同
同	同	水	採	採	委員	採	衛	同	同	同	同	同	同	同	同
		産	務	務	会名	安	生								

更に対する考え方、九月末迄の合併実現の見通し、③新教育委員会法成立に伴う教育委員の選任に対する知事の所信等について質疑、知事より答弁があつて、次に杉本議員（自民）より、①自動車取得税創設の問題特に道財政赤字の道民へのしわ寄せ、提案に至る経緯の不明朗、条例撤回に対する知事の見解、大衆負担転嫁の問題、②領土復帰北方漁業対策本部の領土復帰に対する活動状況等について質疑、知事より答弁、杉本議員（自民）より、自動車取得税創設に対する知事の基本的な考え方について再質疑、知事より答弁があつて、質疑終結、ついで深山議員（自民）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号乃至第十六号、第二十一号乃至第二十三号、第四十三号、第四十六号乃至第五十三号、第六十号はなお慎重審査の必要があると認められるので、十七名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

阿部 英 一（自民）
 深山 和 一（自民）
 津川 直 一（社）
 山元 ミヨ（自民）
 杉本 栄 一（自民）
 沖野 政 雄（自民）
 林謙 二（自民）
 渡部 勇 雄（社）
 岡田 義 雄（社）
 橋本 清 二 郎（社）
 高橋 石 松（協ク）
 川瀬 徳 三 郎（協ク）
 新川 輝 隆（労）
 窪田 長 松（社）

339	337	395	345	344	342	341	410	357	353	236	417	411	382	360	359
生活保護法に対する収入認定の件	北海道社会福祉協議会に対し助成の件	農業振興対策の件	道有貸付牝牛制度存続の件	亜麻作振興に関し助成の件	原々種生産拡充強化の件	農業用借受機械機具保全対策の件	中型機給底曳船による鯨漁獲制限撤廃の件	増毛地区鯨定置漁網反対の件	中型機給底曳網漁業による鯨漁獲制限撤廃並びに沿岸鯨漁業不漁対策の件	噴火湾小型機給底曳網漁業（えび手網漁業）存続の件	北洋漁業制限措置撤廃の件	雄冬たらば漁場紛争事件早期解決の件	根室支庁管内中型機給底曳網漁業禁止区域拡張の件	道南いか漁業対策及び漁業指導調査船の配置の件（二〇〇件併合）	噴火湾内における小型機給底曳網漁業全廃の件
同	同	同	同	同	同	採 扱	同	同	同	不 採 扱	同	同	同	同	同
同	民 生	同	同	同	同	農 務	同	同	同	同	同	同	同	同	同

森 川 清(社)
佐々木 利雄(自民)
時 田 政 次 郎(社)

次に議案第十七号及び第六十二号は文教委員会に、議案第十八号、第十九号、第二十五号乃至第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号、第三十五号は農務委員会に、議案第二十号及び報告第二号は商工委員会に、議案第二十四号及び第二十八号は林務委員会に、議案第三十一号は治安委員会に、議案第三十三号、第四十一号、第四十二号、第五十八号、第五十九号は建築委員会に、議案第三十四号及び第五十四号は衛生委員会に、議案第三十六号、第三十七号、第四十四号、第五十六号、第五十七号、第六十一号、第六十四号、第六十五号は総務委員会に、議案第三十八号は農地開拓委員会に、議案第三十九号、第四十号は土木委員会に、議案第五十五号は労働委員会にそれぞれ付託、次に日程に追加し議案第六十六号を議題に供し、説明を省略、建築委員会に付託、次に日程に追加し決議案第一号を議題に供し、趣旨弁明を省略、朗読の後、原案可決、ついで明八月十五日より十八日まで四日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決し、十五日より十七日まで三日間休会とし、なお休会中議長において緊急の必要ありと認めたときは本会議を開くことができることについて諮り、異議なくそのことに決し、八月十八日の日程を朗読、午後六時十八分散会。

○八月十八日 午後二時五十五分開議、予め時間延長を行い、諸般の報告の後、日程を変更追加し決議案第二号を議題に供し、趣旨弁明を省略、朗読の後、原案可決、次に日程に追加し意見案第一号を議題に供し、新川民生副委員長(旁)より趣旨弁明があつて、原案可決、次に日程に追加し意見案第二号を議題に供し、趣旨弁明を省略、朗読の後、原案可決、次に明八月十九日より八月二十二日まで四日間会期を延長

264	263	387	397	398	366	249	416	407	401	363	353	361	419	414	340
入舸村野塚地区造田事業に対し補助金交付の件	当別町字中小屋地区溜池改修施行の件	道立札幌教員養成所学資補給金等予算措置の件	洞爺湖水位上昇に伴う国立公園維持管理対策の件	洞爺湖水位上昇に対する被害に対し補償措置の件	豊平峽ダム建設位置変更の件	地方計量行政機構の地位の向上及び計量行政費増額の件	函館市にテレビジョン中継放送局を設置の件	信用組合の資金源増強の件	利尻島に空港設置並びに定期航空路開設の件	機械貸付予算措置の件	地下資源開発促進に関する件	天塩川上流朝日村岩尾内及びボンテンシオ貯水池築造の件	北海道整版学院整備拡張の件	三笠町保育所設置に対し補助の件	渡島管内に養老施設設置の件
同	同	同	採択	同	同	不採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	農地開拓	文教	林務	同	同	同	同	同	同	同	同	商工	同	同	同

することについて諮り、異議なくそのことに決定、八月二十日は休会とすることとし、八月二十一日の日程を朗読、午後三時六分散会。

○八月二十一日 午後二時五十五分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、日程を変更し日程第二のうち議案第十七号、第二十号、第二十四号、第二十八号、第三十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号乃至第四十二号、第四十四号、第五十四号乃至第五十九号、第六十一号、第六十二号、第六十四号乃至第六十六号、報告第二号を議題に供し、太田文教委員長（社）より議案第十七号、第六十二号について、和平商工副委員長（労）より議案第二十号、報告第二号について、窪田林務委員長（社）より議案第二十四号、第二十八号について、田呂治安委員長（協ク）より議案第三十一号について、糸川建築委員長（社）より議案第三十三号、第四十一号、第四十二号、第五十八号、第五十九号、第六十六号について、児見山衛生副委員長（社）より議案第三十四号、第五十四号について、中牧総務委員長代理（自民）より議案第三十六号、第三十七号、第四十四号、第五十六号、第五十七号、第六十一号、第六十四号、第六十五号について、笠井農地開拓委員長（社）より議案第三十八号について、時田土木委員長（社）より議案第三十九号、第四十号について、山内労働委員長（労）より議案第五十五号について、それぞれ委員会の審査の経過並びに結果について報告、議案第三十八号乃至第四十二号、第四十四号、第五十八号、第五十九号、第六十一号、第六十六号は同意議決、議案第二十八号は修正可決、報告第二号は認定議決、議案第六十五号については閉会中継続審査、その他の議案はいずれも原案可決に決した、次に日程を変更し日程第四請願審査の件、日程第五陳情審査の件を一括議題に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、ついで残余の日程を延期し本日はこれにて散会することについて諮り、異議なくそのことに決し、明日の日程を朗読、午後三時三十分散会。

372	371	370	369	319	318	307	298	399	390	355	352	350	290	266	265
道道滝川浜益線の道路改良工事促進の件	上磯町市街地と同字茂辺地当別間海岸道路新設の件	町村道大正村中札内村間を道道に昇格の件	道道旭川幌加内線の貫通並びに一部路線変更の件	中標津大橋を永久橋架替に対し補助の件	幌別河川改修及び河川護岸工事早期完成の件	道道大江小樽線の補修工事施行の件	国鉄辺富内線の早期着工方要望の件	道営温水溜池事業等に対し道費上置助成の件	渡島管内開拓不振地区振興対策の件	松前町字原口地区の造田事業実施の件	開拓地土壌改良事業に対する道費補助の件	鷹栖村所在南二号川の放水設置の件	根室支庁管内開拓者に対する開墾作業補助金増額の件	大滝村清原開拓地区の開発促進の件	勇払河口に米駐留軍の救難艇基地設定反対の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採
同	同	同	同	同	同	同	土	同	同	同	同	同	同	同	掘
							木								農地開拓

○八月二十二日 午後二時五十二分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、日程第一議案第十八号、第十九号、第二十五号乃至第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号、第三十五号を議題に供し、秋山農務委員長（協ク）より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第十八号の予算外義務負担については原案可決、契約の締結については同意議決、その他の議案はいずれも原案可決、次に日程第二議案第四十五号、第六十三号を議題に供し、異議なきやを諮つて、いずれも同意議決、次に日程を変更追加し意見案第三号を議題に供し、鈴木衛生委員長（社）より趣旨弁明の後、原案可決、午後三時六分休憩、午後十一時三十五分再開、議事進行の都合により八月二十三日まで一日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで残余の日程を延期し本日はこの程度にて散会することとし、午後十一時三十六分散会。

○八月二十三日 午後二時四十一分開議、諸般の報告の後、予め時間延長を行い、同二時四十二分休憩、同九時六分再開、諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃至第十六号、第二十一号乃至第二十三号、第四十三号、第四十六号乃至第五十三号、第六十号に追加し決議案第三号を一括議題に供し、林予算特別委員長（自民）より予算委員会付託案件に対する委員会の審査の経過並びに結果について報告、議案第五十一号乃至第五十三号に対する通告の討論に入り、阿部議員（自民）より委員長報告に反対、渡部議員（社）より賛成、新川議員（労）より反対の討論の後、議案第五十一号乃至第五十三号を問題とし、起立の方法による採決の結果、起立者多数にていずれも原案可決、その他の議案については議案第二号は修正可決、議案第四十三号、第六十号は同意議決、議案第一号、第三号乃至第十六号、第二十二号、第二十三号、第四十六号乃至第五十号は原案可決、議案第二十一号については北海道税条例改正審査特別委員会を設置してこれを付託し閉会中継続

③ 更に継続審査されるもの

請 願

294	378	394	308	133	17	409	405	404	400	391	373
水道事業に対し道路交通取締法に基づく許可手数料徴収免除の件	栗山警察署庁舎新築の件	結核療養費予算増額の件	鷹栖村災害復旧事業に対し道費高率補助の件	雨竜鷹泊同ダムの放流管理並びに損害補償の件	春にしん凶漁対策として各種土木事業実施の件	知内村小谷石海岸災害復旧工事施行の件	島松有明線道路開さく工事施行の件	夕張市より栗山由仁長沼広島を経て札幌市に至る市町村道を道道に昇格の件	茅室町御影村間に架設の十勝橋を永久橋架替の件	釧路平然別開観光道路開さくの件	村道大正村愛国駅中札内村上中札内間を道道に昇格の件
不採択	採択	同	同	同	不採択	同	同	同	同	同	同
同	治安	衛生	同	同	同	同	同	同	同	同	同

文書 番号	件名	付託 委員会
256	千島返還等に関する件	総務

審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、次の委員の選任を決定した。

深山和園（自民）
 中野与作（社）
 児見山増夫（社）
 二瓶栄吾（協ク）
 塚田庄平（労）
 伊藤作一（自民）
 山元ミヨ（自民）
 杉本栄一（自民）
 川口常一（自民）
 林謙二（自民）
 村本政信（社）
 橋本正善（社）
 田呂善作（協ク）
 太田益夫（社）
 井野正揮（社）
 斎藤正志（社）
 佐々木利雄（自民）

ついで決議案第三号（議案第二号及び第四十六号に対する附帯決議）を問題とし、山元議員（自民）より趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、津川議員（社）より反対、伊藤（作）議員（自民）より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者少数にて否決、次に日程第二請願審査の件、日程第三陳情審査の件を一括議題に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に日程第四閉会中請願陳情審査の件、日程第五閉会中事務継続調査の件を一括議題に供し、本案は委員会に対しそれぞれ継続審査又は調査を付託することに決し、以上をもつて案件全部を議了、宮本副議長（協ク）

139	170	123	273	150	258	285	272	249	143	110	48	33	144	218	27
瀬田警察署庁舎改築に伴う位置に関する件	恵庭町自衛隊演習地買収反対の件	足寄町元軍馬補充用地開拓者の資格取得に関する件	町立芽室高等学校を道立移管の件	道分高等学校を道立移管の件	由仁町字川端クオベツ流域の道有林地域解放の件	天北開発株式会社に対し出資の件	テレビジョン放送塔を手稲山頂に設置の件	幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件	白糠町白糠信用組合設立に対し認可の件	小樽市に石油精製工場設置の件	北海道工業試験場分場を函館市に設置の件	北海道木材乾溜株式会社活生炭素工場に対し助成の件	日雇労働者に対し有給休暇制度実現要望の件	日雇労働者の簡易住宅建設の件	白滝村に公営住宅建設の件
治安	同	農地開拓	同	文教	林務	同	同	同	同	同	同	商工	労働	同	建築

より閉会の挨拶があつて、午後十時三十一分閉会。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、本委員会に付託せられました議案審査の経過及びその結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、議案第一号ないし第十六号、第二十一号ないし第二十三号、第四十三号、第四十六号ないし第五十三号、第六十号の二十九件でありまして、去る十四日本委員会が設置せられますや、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行い、さらに、議案の審査方法について協議の結果、付託議案を各部所管ごとに分ち、審査を行うこととし、翌十五日より本格的な審査にはいつた次第であります。

すなわち、十五日は民生部、公安委員会、教育委員会、建設部、労働部及び衛生部所管、十六日は商工部及び林務部所管、十七日は農務部、農地開拓部、土木部及び総務部所管、十八日は総務部所管を続行し、都合四日間にはわたり質疑応答を行い、さらに、二十日以降本日まで四日間にわたり各党間において意見の調整が行われた次第でありまして、この間、予算委員各位におかれては、連日終始慎重、かつ、熱心に審議に当られました御労苦に対し、この際、衷心より敬意を表する次第であります。

今回付託せられました案件は、予算案につきましては、過般の第二十四国会において成立した法律に基く義務費で緊急を要するもの、災害救助費の如く前議会後において生じた緊急の経費、国庫支出金等その財源を特定収入により賄うもの、前年度繰越事業費で予算未措置のもの及び財政の都合によりかねて支払繰延べをしてきた道職員等にかかる昇給昇格費の差額等について措置せんとする普通、特別各会計の追加更正総額三十四億九千四百三十八万円に上る予算及びこれに附随する起債、各種資金貸付等の案件の外、理事者より提示された三十一年度道財政の健全化に関する計画書に関連し、財政再建の一環として道職員等の昇給延伸を行い、人件費の節約を図らんとする職員給与条例の制定及び自動車取得税を新設せんとする道税条例の改正等重要議案でありまして、財政の健全化に関する計画書に盛り込まれた単独事業の二割執行保留等の重要問題とあわせ、これら一連の赤字克服措置を中心として、道政各般にわたる委員各位と理事者側との間に熱烈な論

229	185	174	167	166	155	120	100	99	58	10	242	212	142	141	140
士別市に畑作農業試験場支場設置の件	俱知安町に甜菜製糖工場設置の件	恵庭町大字漁村所在道立種畜場用地弘下の件	後志支庁管内に甜菜製糖工場及び高度集約酪農地域設置の件	後志水稲試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件	農業試験場十勝支場拡充の件	長万部町に甜菜製糖工場設置の件	後志地域農業経営対策確立の件	後志支庁管内に道立水稲試験地設置の件	函館市に甜菜製糖工場設置の件	岩見沢市に甜菜製糖工場設置の件	琴似町国道沿線に巡査派出所設置の件	遠軽警察署庁舎改築の件	騒音防止条例制定の件	今金警部派出所を地区警察本署に昇格の件	北増山町に警察署設置の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	農務	同	同	同	同	同

義が交された次第であります。

今ここに各部所管の質疑を通じ、その要点を申し上げますならば、

民生部所管につきましては、生活協同組合の運営と中小企業に及ぼす影響に
関連して、生活協同組合法の改正と貸付金こげつきの問題、売春取締強化に伴
う婦人保護施設の充実及び指導対策、沿岸漁業不振による生活困窮者の調査及
び救済対策、季節保育所の設置状況、母子福祉資金財源確保の見通し、
公安委員会所管につきましては、警察職員に対する給与体系の是正及び超過
勤務手当支給等の給与問題、根室、稚内を基地とする警備艇の活動とこれが大
型化の問題、新聞報道による歯舞、色丹返還に伴う警察官配置計画の信憑性及
びこれが計画の有無、沿岸漁業不振に基く犯罪累増に対する巡査駐在所増設の
必要性、青少年犯罪の急増と防止対策、交通事故の多発原因と防止対策、北檜
山地区における警察署移転の問題、

教育委員会所管につきましては、市町村立高等学校の道立移管への見通し、
道立高等学校老朽校舎修理及び改築対策、青少年犯罪激増に対する防止及び指
導対策、教員養成所の整備と入所者に対する学資補助の見通し、教育委員会事
務局次長欠員補充の問題、教職員の新陳代謝実施と低所得教員との関係、高等
学校入学選抜方法改善の問題、学校差指導方針及び学区別の問題、学校備品購
入財源を寄附金に求めた理由、

建築部所管につきましては、労働者用住宅建設の動向、低所得者用住宅建設
のための道費支出問題、
労働部所管につきましては、北海道福祉対策協議会の性格及び同協議会にお
ける商行為に対する適性の問題、沿岸漁業不振による失業対策事業の早期実施、
失業者増大による失業対策本部設置の必要性、

衛生部所管につきましては、道立医大附属病院における療養用石炭購入及び
患者取扱の問題、保健所及び支所設置の見通しと施設整備充実対策、無医村、
無医部落の解消及び保健婦、看護婦の充実対策、離島における保健所、支所又
は出張所設置の問題、赤痢患者発生増加に対する防止対策、
商工部所管につきましては、信用保証協会に対する三十年度の補償額と中小
企業に対する融資対策、中小小売業者と生活協同組合競合は是正の問題、商工信
用組合の強化と商工協同組合の組織化対策、低温乾溜工場設置の見通し、中央
卸売市場設置費に対する補助の問題、北見青果市場開設に対する考え方、輸出

文書 番号	陳 情	件 名	委付 員 会託
173		余市町立衆民寮の道立移管と蘭越町に道立養老院設置の件	民 生
226		生活保護基準引き上の件	同
145		山部村地内の鉢山道路新設並びに鉢山橋梁架替工事の件	土 木
179		索引用トラクター購入に対し道費助成の件	同
182		沼田町地内真布川を河川法準用河川に認定の件	同
200		本別町地内利別川治水工事施行の件	同
236		町村道中川村佐久停車場天塩町下コクネツ線一級国道四十号間を道々に昇格の件	同
239		阿寒村舌辛幌呂線、仁々志別線、中徹別上仁々志別線を道道に昇格の件	同
241		町道十二線道路（小清水町、清里町間）を道々に昇格の件	同
243		美唄浦臼間連絡路線の道道昇格並びに道管渡船施設設置の件	同
263		町村道喜茂別町、留寿都村間を道道に昇格の件	同
275		古平川支流冷水川を道費準用河川に昇格の件	同
281		湧別川切替工事実施の件	同
203		樺太東海岸海域における鱈流網漁業試験操業実施の件	水 産

展示会参加費の内容、競輪特別会計における益金収入の見通しと自転車振興会及び同連合会等に対する交付金及び負担金の再検討、中小企業相談所の強化対策、

水産部所管につきましては、新漁場開拓予算の事業内容、沿岸漁業総合調整計画に対する考え方、さんま漁業に対する魚価並びに輸送対策、浅海増殖事業の促進対策、漁船保険加入促進に対する指導対策、漁業協同組合育成と組合経理監査の強化充実、日本海ます流網の試験操業の結果と対策、たらばがに刺網の許可方針、本州船の入会に対する調整対策、利礼海域底曳禁止区域の協定対策、沿岸漁船整備要綱に対する方針、宗谷地区昆布検査に係る水産物検査条例の特殊荷造り許可方針、底曳船による鯨こん獲対策と違反、摘発の状況、鯨鯨漁対策に関連する各部課の連絡調整、水産ふ化増殖事業と河川保護対策、漁港整備の進捗状況並びにこれが促進の問題、函舞、色丹両島復帰問題に関する水産対策、道有試験調査船の効率的運用並びに新漁場の開拓促進、海難防止対策、林務部所管につきましては、道立公園観光施設の整備促進対策、林地と農地の調整問題、木材糖化工業の現況と今後の見通し、

土木部所管につきましては、道路小破修繕費の増額と軽油引取税の市町村への還元措置としての市町村道改良補助復活の問題、建設業者登録の厳正と道内建設業者の育成措置、道々昇格の基準、永久橋架替工事に対する補助及び災害復旧と防災工事実施の見通し、上水道敷設事業に対する助成打切の問題、

農務部所管につきましては、農業試験場整備予算使途の適正化、ビート作付奨励方策、集約酪農地域農民の草地改良事業負担問題と建設協議会職員の待遇改善問題、農業災害補償制度改正の問題、新農山漁村建設計画に伴う補助対象町村と建設計画町村選定の基準、農業改良資金制度の内容、北見総合家畜共進会に対する補助方針、

農地開拓部所管につきましては、開拓不振地区に対する営農方針と再建計画、根釧地区パイロットファーム及び利尻島開拓の進捗状況と今後の入植計画、開拓実習場の増設、予備自衛官の入植計画、

総務部所管につきましては、当初予算編成の態度と財政健全化計画との関係及び年次別健全計画樹立の必要性、道財政悪化動向に対する見解及び赤字解消策、自動車取得税創設に関連して関係官庁との連絡調整の有無、課税の認定基準、開発に及ぼす影響或いは公営企業と民業に対する公平化の問題、単独事業

365	364	292	160	152	413	408	385	379	336	335	333	332	293	47	2
日石室蘭石油精製工場設置の件	航空機購入資金に対する道出資要望の件	北海道地下資源探鉱公社設立要望の件	室蘭市に外国原油精製工場設置の件	北見市旭青果卸売市場に魚介藻類取扱の件	発電税創設反対に関する件	更別村を合併町村より除外の件	旧智恵文村地区八部落の美深町編入の件	根室町、和田村、歯舞村三カ町村合併促進の件	南北定点気象観測完全復活要望の件	法令に基かない寄附金負担の支出排除の件	北海道学芸大学に対し道費補助の件	旭川市に総合大学設置の件	御影村を合併促進法による合併対象外にするの件	地方交付税中港湾費の配付の件	旧大津村浦幌町合併に伴う財産引継に関する件
同	同	同	同	商 工	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総 務

に對する起債の見通し、道税滞納繰越金に對する整理状況、真駒内土地売却代金受入れと道有財産整備資金特別会計運用の適性化、補助事業道担分及び単独事業財源を主に公債に依存することの妥当性並びに公債償還延期措置と知事政策予算との関連、事業繰越の原因と繰越金中国庫補助金の取扱い、道財政健全化計画の一環としての単独事業削減に關する問題、人事院勧告の新俸給体系を道職員に適用する場合における今次昇給延伸との關係、教職員俸外昇給者の延伸措置の具体的内容、支庁長権限の拡大と出納室設置その他行政機構合理化の問題、

等について質疑応答があつたのでありまして、現下道政上の重要問題をめぐつて活潑な論議が交わされた次第であります。

斯る論議検討の上に立つて去る二十日より本日まで各党間において慎重検討の結果、本日の委員会におきまして次に申し上げる通り決定を見たのであります。

即ち、議案第二十一号北海道税条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。本案は、自動車取得税の新税創設でありまして、根本的問題として、斯る新税設定の必要性、また、設定する場合におきまして、実情に即した課率の問題、非課税とすべきものの内容、課税標準たる取引価格の評価の問題等、なお、慎重に検討を要する点が多々あります。關係上、他に特別委員会を設け、閉会中継続審査に付すべきことを要求することに全会一致をもつて決したのであります。

従いまして議案第二号につきましては、歳入において自動車取得税として収入に見込んでおります三千八百三十一千円は、これを全額削減することとし、事業税につきましては最近における経済界の好況と理事者の徴税努力により、個人の滞納繰越分において原案は調定額の二九%を見込んでおりますのを三〇%見込むこととし、千百三十一千円を増額し、更に、雑収入の雑入の目、過年度収入の節において、原案は調定額の六〇%を見込んでおりますのを六四%見込むこととし、一千万円を増額したのであります。

また、歳出において諸支出金に組まれております税収入払戻金及び国庫補助返納金を主たる内容とする税外収入払戻金は、義務的経費ではありませんが、自動車取得税削減の事情とも関連し、この際減額いたしましても既決予算において、なお残額もあることであり、差当り執行上支障ともならないので、前者において七百万円、後者において一千万円を減額することとしたし、結局歳入において差引

54	41	421	296	420	412	403	354	309	389	388	255	189	31	97	367
豊浦町に新高製糖株式会社設置の件	胆振管内に甜菜製糖工場設置の件	別海村治安維持確保の件	千歳警察署の職権乱用と人権侵犯調査の件	道宮瀧湧澤花畔土地改良区の更正策実施の件	土地改良財産の管理委託に關する件	釧路地区開拓地成功検査による不合格者に対し買収猶予措置の件	開拓林野行政の調整に關する件	土地改良連合会共済施設事業に對する補助金増額の件	美唄市に道立幼稚園設置の件	旭川市に道立幼稚園設置の件	本古内高等学校を道立に移管の件	追分町立高等学校を道立に移管の件	旭川市に道立高等学校（独立校）設置の件	支笏洞爺国立公園特別地域拡張指定反対の件	P S コンクリート工場設置要望の件
同	農務	同	治安	同	同	同	同	農地開拓	同	同	同	同	文教	林務	同

千七百万円の減額修正、歳出において同額の千七百万円を減額修正することに全会一致をもつて決したのであります。

次に議案第五十一号ないし、第五十三号の一般職員、教職員及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件につきましては、賛否の意見が分れましたが、結局職員の昇給期間延伸は、地方公務員法による給与の基準の問題であり、行政措置でこれが延伸を行うことは違法の疑もあり、且つその内容は、職員団体との交渉によつて決定した経緯もあつて、これが、内容を明確にすることにより、無用の混乱を防止することとなり、更に新規採用者との不均衡是正についても条例化されているのでありますから、原案を通すべきであるとの趣旨によつて、多数決をもつて原案の通り可決いたしましたのであります。

而してこの多数意見に対し、本案の不合理的理由とし反対の少数意見が保留されておりますことを申添えておきます。

次に以上申上げました案件以外の議案、即ち議案第一号、第三号ないし第十六号、第二十二号、第二十三号、第四十三号、第四十六号ないし第五十号及び第六十号につきましては、普通会計及び特別会計予算の追加更正予算とこれに附随する起債、特別会計設置、各種資金貸付、道有財産売却契約の締結に関する議案でありまして、いづれも、その内容適当と認め全会一致をもつて、議案第四十三号及び第六十号については、同意議決、その他の議案については、原案の通り可決いたしましたのであります。

なお、議案第四十六号につきましては、議案第二号の修正に伴い数字の整理を要する箇所が生じたので、これを議長に委任することとしたのであります。

次に、議案第二号及び第四十六号に対しましては、別に附帯決議を本委員会より発議すべき旨の動議がありましたが、この動議は否決されましたので申し添えておきます。

以上本委員会付託の議案について、その審査の経過及び結果の概要を申し上げ、私の報告を終わります。

402	356	338	380	346	343	324	300	63
雄冬たらば農林漁区三二一番におけるすけとうだら刺網漁業操業の件	道立漁船々員養成所設置の件	北海道連合遺族会に対し補助の件	網走支庁管内に日本甜菜製糖工場新設の件	模範電化村育成に対する助成金交付方の件	俱知安町に甜菜製糖工場設置の件	元道立種畜場漁放牧地及び建物売渡の件	道有貸付種牲畜購買費に対する密附金免除の件	空知支庁管内に甜菜製糖工場設置の件
同	水産	民生	同	同	同	同	同	同

(31・8・14 原案可決)

昭和三十一年八月十四日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	議	
笠	中	高	高	河	川	川	林	塚	福	岡	天	中	深
井	野	田	橋	野	村	口		田	島	田	谷	山	山
幸	与	治	石	辰	清	常	謙	庄	新	義	平	信	和
衛	作	郎	松	男	一	一	二	平	郎	雄	信	郎	園

議
長
荒
哲
夫
殿

日ソ国交回復に関する要望決議

日ソ両国間の国交回復は、世界人類の共榮と平和確立の上にきわめて緊要であり、われらが多年念願し來つたところである。

この国民的要望解決のため、目下モスコにおいて進められている日ソ交渉は、相互の信頼と友誼の上に立つて、幾多の懸案も友好裡に解決に向いつつあり、わ

これらの宿願達成の好機として喜びに堪えないとともに、その実現を心から熱望するものである。

よつて政府並びに国会におかれては、世論に従ひ、齒舞諸島、色丹島及び千島列島の返還、抑留者の即時送還、北方漁業の安全操業、通商貿易の再開等の諸問題を合理的に解決し、一日も早く日ソ平和条約の締結を実現されるよう万全の努力を期待して止まない。

ここに本議会の決議をもつて、われ等の宿願達成上適切、かつ有効な措置を講ぜられるよう強く要望する。

北海道議會議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣殿

重光主席全權殿

松本全權殿

外務大臣代理 殿

衆議院議長殿

參議院議長殿

その他関係方面

(31・8・18 原案可決)

綜合開發調查特別委員長 蒔田 余吉君提出

総合開発調査特別委員会調査経費に関する件

総合開発調査特別委員会の調査経費は、昭和三十一年四月三日決議の額と通じて五百万円以内とする。

(理由)

総合開発調査経費は既定の額では不足を生ずるので増額しようとする。

(31
•
8
•
23 否決)

議案第二号及び第四十六号に對する附帶決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十一年八月二十三日

[illegible]

議案第二号及び第四十六号に対する附帯決議

よつて執行を保留する単独事業に關してはすみやかに具體的更正予算案を議會に提案すべきである。

〔公債償還費累増に關しては補助事業債と単独事業債を區別してその具体的償還対策の樹立

(二) 給与費果増に關しては機構改革、職階制又は等級制の採用による級別定數制、勤務評定の実施による人事管理の適正化等を含む綜合的人事行政の確立
 (三) 財政全般に關しては消費的経費と投資的経費の不均衡是正による道政の正常化

等を内容とする具体的年次計画を策定して速やかに議会に提示すべきである。

(31
•
8
•
18 原案可決)

民生委員長 井口 忍 み君提出

引場集団収容施設補修費補助率の引上げに関する

要望意見書（陳情書）

一 道においては、このたびさきに樹立せる引揚者集団収容施設疎開三カ年計画を改訂し、疎開住宅の一部をとりやめ既設の集団収容施設を補修して存置すべく要請中であるが、地方財政の現状並びに人居者の実情等にかんがみ、これが

(理由)

よつて補修費に対しても第三種公営住宅建設の場合と同様三分の二の国庫補助金を交付せられるよう特段の配意を要望するのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣總理大臣
大藏大臣
大生大臣
參議院議長
衆議院議長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第二号

(31
•
8
•
18
原案可決)

中国渡航制限解除に関する意見書（陳情書）

別紙案文の通り提出する。

昭和三十一年八月十八日

提出者

同 議 員
中 深
山 山
信 和
一 園
郎

議 長 荒 哲 夫 殿

意見案第二号

中国渡航制限解除に関する意見書（陳情書）

本年四月二十日の閣議において、政府は中国渡航基準を設け、これによつて地方議會議員はじめ公職者の中国渡航を制限していることは、日中貿易の伸展並びに両国の善隣友好關係の促進に大きな障碍となつてゐるので、この際すみやかに中国渡航に関する一切の制限を解除するよう措置されたい。

(由) (理)

過去一カ年間に於ける日中兩國の貿易は輸出入とも戦後最高の發展をとり、又今秋には北京及び上海において日本商品展覧會が予定されるなど日中經濟交流の動きはかつてないほどの昂まりを示している。去る三月三十日には衆議院においても日中貿易促進に關する決議が万場一致をもつて可決され、重光外務大臣も院議を尊重する旨言明し、更に最近に至り政府は中國通商代表部の設置、コム禁輸品の北京及び上海日本商品展覧會への出品許可をはじめ、日中貿易促進に積極的態度を示されていることはわれわれの深く喜びとするところである。しかるに政府は、四月二十日の閣議において中國渡航基準を設け、これによつて多數の地方議會議員をはじめ公職者の中國渡航を制限していることは、われわれの納得しがたいところであり、このような措置が繼續されることは日中貿易の促進並びに兩

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮	笠	中	高	高	河	川	川	林	塚	福	岡	天
坂	井	野	田	樞	野	村	口		田	島	田	谷
寿	幸	与	治	石	辰	清	常	謙	庄	新	義	平
美										太		
雄	篤	作	郎	松	男	一	一	二	平	郎	雄	信

国の友好関係増進を阻むばかりでなく、ひいては我が国産業の振興にも甚大なる影響を与えることは明らかである。

よつて政府は、日中貿易拡大の見地よりすみやかに中国渡航に關し一切の制限を解除されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

総 理 大 臣
外 務 大 臣
通 産 大 臣
大 蔵 大 臣
法 務 大 臣
自 治 庁 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第三号

（31・8・22原案可決）
衛生委員長 鈴 木 源 重君提出

未開発地域における公的医療機関整備費に對する

国庫補助率の引上に関する要望意見書

一 未開発地域における公的医療機関、特に基幹病院の整備拡充を図るため、これらの地域における公的医療機関整備費に對する国庫補助率の大中引上の措置を講ぜられたい。

（理 由）

北海道における医療施設は、地域広大、気象及び交通事情等の特殊条件に災され、他府県に比し今なお後進性を余儀なくされているが、中でも根釧、天北原野を主体とする未開発地域においては、特に立ち遅れが著しい現況にある。

即ちこの地域の病院数は全道総数の僅かに十%に過ぎず、一病院当りの担当面積は約五百平方キロで全国平均の五倍に達し、また、全道百六十カ所に及ぶ人口千人を超える無医部落の大半を占めるなど洵に憂慮すべき状態にあつて、近次本道総合開発の進展に伴う開発人口の増大必至と相俟つて医療機関の整備充

実は焦眉の急務である。

然るに担税力の低い開拓者を擁する町村財政をもつては、国民健康保険事業はもとより同直営診療補助金による補助率（三分の一）と同程度である現行の公的医療機関整備費に對する国庫補助率では医療機関の整備は到底実施し得ない実情にある。

よつて、未開発地域における公的医療機関、特に基幹病院の整備拡充を図るため、これらの地域に對する公的医療機関整備費に對する国庫補助率を大中に引上げる等医療施設整備のため適切な措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
厚生大臣
大 蔵 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

常任委員会

議会運営委員会

○七月二十六日 午後一時三十六分、運営委員室において開議。

- ① 高田委員長（社）より、会議規則及び委員会条例の改正に関する小委員会における審査の状況について報告。
- ② 教育長が病氣欠勤中で、教育次長は欠員になつてゐるので答弁は教育委員長が行い、事務的な面の答弁は主管課長が行うことを了承。
- ③ 代表質疑の順位は、自民、社会、協ク、労農の順に行うこと、一般質疑の時間制限は従来どおり一人当り五分とすることに決定。
- ④ 本日の議事は、知事の提案理由説明聴取後一旦休憩し、各派で協議の後議運を再開して休会について検討することとし、午後一時五十四分休憩、午後三時五十六分再開。
- ⑤ 明七月二十七日より二十九日まで三日間休会とし、三十日再開することに決定、準備でき次第本会議を再開することとし、午後四時散会。

○七月三十日 午前十一時四十七分、運営委員室において開議。

- ① 道財政再建計画案の提出について知事より説明を聴取、協議の結果各派で意見をもち寄ること、なお知事と議長は八月二日より四日まで開発審議会に出席のため上京すること、八月一日で会期が切れることについても併せて各派で協議することとし、午後零時十分休憩、午後二時十八分再開。

- ② 道財政再建計画案の提出について各派の意見をもち寄り協議を行い、八月一日に議運を開いたとき知事より再建計画案提出について説明を求めることとし、
- ③ 明七月三十一日は休会とし八月一日再開することに決し、午後二時三十七分散会。

○八月一日 午後一時五十八分、運営委員室において開議。

- ① 道財政再建計画案の提出問題について知事より説明を聴取、協議を行つたがまとまらず、本会議を開いて時間延長を行つて休憩し、各派で知事の不確定な部分を含んだ計画案を提出したい旨の申し出について協議の上意見をもち寄ることとし、午後二時三十五分休憩、午後四時二十分再開。
- ② 地方自治法改正に伴う委員会の構成並びに現委員の任期について予め各派で検討すること。
- ③ 道財政再建計画案の提出と議事の進め方について協議を行つたがまとまらず、午後四時五十六分休憩、午後十時十五分再開。
- ④ 明八月二日より十四日まで十三日間会期を延長することに決定、本会議を再開して会期延長を決めて再び休憩することとし、午後十時十七分休憩、午後十一時二十分再開。
- ⑤ 知事より、明八月二日より七日まで六日間休会とし八日再開することとされたい旨の発言があつて、これを諮り、中山委員（自民）より、休会は八月二日より四日（五日は日曜日）までとし、六日再開とされたい旨の反対意見があつて、起立採決の結果、明八月二日より七日まで休会とし八日再開とすることに決定。
- ⑥ 「議会招集に関する知事の政治的責任について」の林議員（自民）の緊急質問は許すことに決定。
- ⑦ 本会議は再開して明日零時五分より開議することを決めて散会すること、明日の議事は日程第一は緊急質問、日程第二は休会決定の

件とし、明日は議運を開かずに直ちに本会議を開議することに決し、午後十一時四十二分散会。

○八月八日 午後一時四十七分、運営委員室において開議。

① 道財政健全化計画の提出について知事より説明を聴取、追加提出の議案第四十六号乃至第六十三号、報告第二号について総務委員会事前審査を行い三時前に終らぬ場合は、本会議を開き時間延長を行い一旦休憩して総務委員会の審査を続行すること、三時前に総務委員会の審査を終つた場合は、本会議で知事の提案理由説明を聴取して一旦休憩し議運を開いてその後の運営を協議することとし、午後一時五十一分休憩、同四時二分再開。

② 明八月九日は休会とし、十日より代表質疑に入り午前中一名、午後二名、十一日の午前中に一名行つて代表質疑を終りそれまでに一般質疑の通告をすることとし午後より議運を開いて十二日(日曜日)の休日を返上して本会議を開くかどうか決めることに決定。

③ 会期は十四日までなので会期延長については十三日に協議し、十四日より十六日まで予算委員会で審査を行い、十七日にまとめて十八日に終ることを目途として進めることに決定。

④ 地方自治法改正に伴う委員会の構成については各派で検討することとし、午後四時十六分散会。

○八月十日 午前十一時三十五分、運営委員室において開議。

① 代表質疑は河部(自民)村本(社)高橋(石)(協ク)新川(労)各議員が行うこと。

② 日ソ国交回復に関する要望決議の取扱い方について協議を行い、暫時休憩、午後一時二分再開。

③ 日ソ国交回復に関する要望決議の取扱い方について協議を行い、暫時休憩、午後一時二十六分再開。

④ 日ソ国交回復に関する要望決議については、明日代表質疑終了後一般質疑の前に上程すること。

⑤ 本日の議事は代表質疑を三名行い、その間の休憩等については議長に一任することとし、午後一時二十九分休憩、午後七時六分再開。

⑥ 本会議において村本議員の発言中定足数を欠き休憩した問題、これに関連して阿部議員の再質疑の取扱い方等今後の議事の進め方について協議を行い、午後七時四十八分休憩、午後八時十四分再開、
⑦ 今後の議事の進め方等については明日協議することとし、本会議を再開して塚田委員(労)より本日はこの程度にて散会すべしとの動議を提出して本日は散会することにし、午後八時十八分散会。

○八月十一日 午後二時三十七分、運営委員室において開議。

① 本会議は時間延長を行つて一旦休憩することとし、午後二時三十九分休憩、午後七時二十五分再開。

② 本会議を再開して議長より議事進行について了解を求むる旨の発言を行つて散会することにし、午後七時三十二分散会。

○八月十三日 午前十一時十五分、運営委員室において開議。

① 本日の議事は村本議員(社)の質疑、知事の答弁が終つて阿部議員(自民)の再質疑を行い、次に高橋(石)(協ク)新川(労)議員が質疑を行うこと、準備でき次第開議することとし、午前十時二十五分休憩、午後四時五十八分再開。

② 本日は新川議員(労)の質疑を終つて散会することとし、午後四時四分散会。

○八月十四日 午前十時三十九分、運営委員室において開議。

① 日ソ国交回復に関する要望決議案については小委員会が案文の調

整を行うこと。

- ② 一般質疑の通告は佐々木（自民）伊藤（作）（自民）深山（自民）川瀬（協ク）林（自民）和平（労）杉本（自民）川口（自民）天谷（協ク）各議員で、所要時間は合計四時間となること、本会議は準備でき次第開議することとし、午前十時五十五分休憩、午後二時十分再開。

- ③ 日ソ国交回復に関する要望決議案は小委員会の意見がまとまつたら議運全委員の提出とすることに決定。

- ④ 予算特別委員会の構成は十七名とし、自民七、社会七、協ク二、労農一の割合とすること、委員会設置の動議は自民党より提出すること、委員の氏名は決定次第事務局迄提出することとした。

- ⑤ 議案の委員会付託については事務局案のとおり決定。
- ⑥ 会期は明八月十五日より十八日まで四日間延長し、十五日より十七日まで三日間休会とすることに決定、午後二時二十一分休憩、同四時四十五分再開。

- ⑦ 決議案第一号日ソ国交回復に関する要望決議については趣旨弁明を省略、朗読の後議決すること。

- ⑧ 地方自治法改正に伴う常任委員会の数については十八日までに議運を開いて協議することとし、午後四時五十三分散会。

○八月十八日 午後二時二十分、運営委員室において開議。

- ① 会期を明八月十九日より二十二日まで四日間延長し、二十日は休会とし二十一、二十二の両日本会議を開くことに決定。
- ② 本日の議事は意見案第一号及び第二号、決議案第二号を議決することとし、午後二時三十六分散会。

○八月二十一日 午後二時十六分、運営委員室において開議。

- ① 本日の議事は、日程第二のうち農務委員会付託分を除いて各常任

委員長の報告の後議決し、次に請願審査の件、陳情審査の件を一括上程すること。

- ② 都市計画審議会委員については桶谷議員（自民）が辞任し伊藤（作）議員（自民）を次期議会で選任することを了承、午後二時三十五分散会。

○八月二十二日 午後二時十六分、運営委員室において開議。

- ① 建築審査会委員並びに収用委員の選任については同意すること。

- ② 議員野球大会参加については他府県の参加状況も勘案して議長一任とすることに決定。

- ③ 意見案第三号は議決することに決定。

- ④ 本日の議事は、日程第一農務委員会付託議案について委員長報告の後議決、日程第二議案第四十五号及び第六十三号を議決、日程第三意見案第三号を趣旨弁明の後議決して一旦休憩することとし、午後二時二十八分休憩、午後十時二十四分再開。

- ⑤ 予算特別委員長より委員会の進行状況について報告を聴取の後今後の議事の進め方について協議を行い、午後十時五十二分休憩、午後十一時十五分再開。

- ⑥ 会期は明日一日間延長することに決定、本会議は準備でき次第再開することとし、午後十一時十九分散会。

○八月二十三日 午後二時三十四分、運営委員室において開議。

- ① 本会議は直ちに開議し、予め時間延長を行つて一旦休憩することとし、午後二時三十六分休憩、午後八時四分再開。

- ② 議運に審査を付託されている会議規則及び委員会条例改正の件について委員会の構成については各派の意向を議運委員に一任してもらい最終的には次期議会で協議することに決定。

- ③ 本日の議事は日程第一予算特別委員会付託案件について委員長報

告の後、議案第五十一号乃至第五十三号について討論に入り反対阿部議員（自民）賛成渡部議員（社）反対新川議員（労）の順に討論を行い起立の方法による採決を行う、その他の議案はいずれも委員長報告のとおり議決、ついで議案第二十一号については特別委員会を設置して閉会中継続審査とし、次に決議案第三号を問題とし山元議員（自民）より趣旨弁明を行い、討論は反対津川議員（社）賛成（後刻通告）の討論の後、起立の方法により採決を行う、次に日程第二請願審査の件、日程第三陳情審査の件、日程第四閉中請願陳情審査の件、日程第五閉会中事務継続調査の件の順序とすること。

④ 北海道税条例審査特別委員会の構成について協議を行い、午後八時十七分休憩、午後八時二十七分再開。

⑤ 北海道税条例審査特別委員会の構成は自民七、社会七、協ク二、労農一の十七名、委員の名簿は議長迄提出することとし、午後八時二十九分散会。

総務委員会

〇七月二十五日 午前十一時二十分、第一委員室において開議。

① 宮北委員長（社）より、第二回定例道議会に提出予定の案件について説明を求め、総務部次長、財政課長より説明を聴取、一旦休憩（休憩中、杏形町と仙法志村の合併を九月十五日施行について、函館大学設置期成会理事より、函館市に総合大学設置促進についてそれぞれ陳情を聴取）、午後一時三十分再開、財政課長、税務課長より説明聴取を続行、小島委員（社）より、自動車会社所有のスクーターに対する課税の問題について、堀委員（社）より、国民健康保険

組合等に対する自動車取得税の課税取扱いの問題について、糸川委員（社）より、道職員の昇給延伸問題に関する計算の基礎について、宮北委員長（社）より、道道の維持補修について質疑があり、総務部次長、税務課長より答弁があつて提出議案に対する説明、質疑はこの程度とし、

② 次に町村合併の進捗状況について総務部長、地方課次長より説明を聴取、西野委員（自民）より、新市町村建設計画の運用方針、合併計画中合併を希望しないものに対する措置等について、堀委員（社）より、合併に対する現地調査の在り方、公給領収書制度に対する調査の必要、町村合併関係議案の提出とこれに対する現地調査実施の問題等について（関連して林（自民）糸川（社）小島（社）松尾（自民）各委員より現地調査実施の時期等について意見があり）質疑及び意見があり、総務部次長、地方課長より答弁があつて、第二回定例道議会に提案予定の合併市町村の現地調査は休会の時期を見て実施することとし、派遣委員、日程等は委員長一任に決定、なお合併計画にある市町村中、計画変更を要するところがある場合には遊興飲食税公給領収書制度の実態調査等を併せ第二回定例会終了後検討の上調査を行うこととした。

③ 次に名寄市制施行に伴う道議会議員選挙区の問題について地方課長より説明を聴取、午後三時十分散会。

〇八月八日 午後二時十分、第一委員室において開議。

宮北委員長（社）より、本日追加提出案件について説明を求め、総務部長より議案第四十六号乃至第六十三号及び報告第二号について説明を聴取、別に質疑なく、午後二時四十分散会。（散会宣告後、北海道自動車取得税創設反対同盟委員長より、自動車取得税創設反対について陳情を聴取。）

○八月十八日 午前十一時三十分、副議長室において開議。

宮北委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十六号、第三十七号は原案可決に決定、一旦休憩、午後三時四十分再開、休憩前に引続き議案の審査を行い、議案第五十六号、第五十七号、第六十四号は原案可決、議案第六十五号は継続審査、議案第四十四号、第六十一号は同意議決に決し、午後四時五分散会。

○八月三十日 午後二時五十八分、第三委員室において開議。

- ① 二瓶副委員長(協ク)より、継続審査の議案第六十五号(利尻郡鬼脇村及び鷺泊村を廃し、その区域をもつて東利尻村を置くの件)を議題に供し、その後の現地の状況等について総務部次長より説明を聴取、田呂(協ク)林(自民)中牧(自民)小島(社)岩田(自民)堀(社)各委員より、現地の状況並びに本案の取扱い方について質疑及び意見があつて、総務部次長、地方課長より答弁、暫時休憩、午後三時五十分再開、岩田委員(自民)より、本案に対する今後の理事者側の措置について確認いたしておきたい旨の発言があつて総務部次長より答弁があり、本案については異議なく原案可決に決した。
- ② 次に北海道議会議員選挙区設定の問題について地方課長より説明を聴取、林(自民)中牧(自民)小島(社)松尾(自民)各委員より、本問題の取扱い方について質疑及び意見があり、地方課長より答弁があつて、本問題については次期委員会まで各委員において検討することとし、
- ③ 次に町村合併の問題について地方課長より説明を聴取、暫時休憩、午後四時四十分再開、現地調査については第一班虻田町、洞爺村、大滝村、壮瞥村、留寿都村、真狩村、入舸村、余別村、美国町に中牧(自民)糸川(社)松尾(自民)堀(社)小島(社)各委員、第二班鬼鹿村、小平村、苫前町、名寄市、納内村、深川町、一己村、音江村に宮北委員長(社)田呂(協ク)岡田(社)塚田(労)各委

員、第三班東島牧村、西島牧村、八雲町、落部村、鹿部村、尾札部村、白尻村に林(自民)岩田(自民)西野(自民)井川(自民)高田(社)各委員、期間はいずれも九月十一日より十五日まで五日間に決定。

④ 次に軽油引取税の免税取扱について税務課長より説明を聴取、午後五時五十分散会。

建築委員会

○八月十八日 午後四時九分、副議長室において開議。

- ① 糸川委員長(社)より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第三十三号は原案可決、議案第四十一号、第四十二号、第五十八号、第五十九号、第六十六号はいずれも同意議決に決定。
- ② 次に総合開発第二次五カ年計画による住宅問題の最近の状況について住宅課長より説明を聴取、午後四時二十六分散会。

○八月三十日 午後一時二十二分、第三委員室において開議。

- ① 糸川委員長(社)より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第二百十七号、第二百十八号は保留に決定。
- ② 次に北海道開発審議会文化厚生小委員会における住宅関係に関する状況について住宅課長より説明を聴取。
- ③ 次に自治法改正に伴う道の機構縮小問題に関連して建築部存置の見通しについて住宅課長より説明を聴取。
- ④ 道内公営住宅建設状況の調査について諮り、第一班道南方面に糸川委員長(社)林(自民)松尾(自民)中牧(自民)塚田(労)各

委員、第二班道北方面に小島副委員長（社）西野（自民）堀（社）各委員を決定、暫時休憩、午後二時四十二分再開直ちに散会。

水産委員会

○八月七日 午前十一時五分、第三委員室において開議。

① 井野委員長（社）より、先般実施の鯨凶漁地帯調査の報告を求め、黒沢副委員長（社）川瀬委員（協）よりそれぞれ各班の調査結果について報告の後、春鯨凶漁緊急対策の経過について漁政課長より説明を聴取、麻里委員（自民）より、浅海増殖事業の実施と水産試験場の指導について質疑があり、水産課長より答弁。

② ついで春鯨地帯漁業総合開発計画案について水産部長、水産課長、水産製品課長、漁業調整課長、漁政課長より説明を聴取、一旦休憩午後二時二十七分再開、麻里委員（自民）より、沖取りの海域の考え方、陸揚げとか当該海域の根拠地等の関係、沖取り漁業希望者の漁具、漁船等の問題、共同漁業権の海区に対する取締りの問題、基金協会補償枠拡大の問題等について、沖野委員（自民）より、沖刺の許可方針、水産庁計画と伝えられる母船式の問題、沖刺の海域の問題、期間制限の問題、定置刺網との調整の問題、沖取り漁業による鯨への影響の問題、本計画案に対する試験研究機関の裏付資料の必要、沖刺に関連して残存する定置、刺網に対する施策及び調整規則改正の問題、沖刺の許可と共同漁業権内の漁業の問題、定置漁業の負債整理の問題更に本計画案に対しては反対である旨の意見について、坂下委員（社）より、共同漁業権内で鯨刺網として残存するものの保護施策、共同漁業権拡大要求に対する考え方、顧慮拡大に對

する考え方等について質疑及び意見があり、水産部長、水産課長、漁業調整課長より答弁があつて、暫時休憩、午後四時三十分再開、本計画案については各委員の意見があつた点について充分検討を求めることとし、委員会の結論は一応保留の上、継続して審査を行うことに決した。

③ 次にさんま漁解禁日の問題について漁業調整課長より説明を聴取。

④ 次に三十一年度水産関係追加予算について漁政課長より説明を聴取、沖野委員（自民）より、無線事業に対する今後の考え方について質疑、応答があつて、午後五時十二分散会。

○八月二十一日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

① 井野委員長（社）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第四百二十七号第四百四十八号は採択、請願第三百十号は不採択、陳情第四百三十一号は継続審査に決定。

② 次に漁業協同組合整備促進条例並びに漁家負債整理促進条例の運用について漁政課長より説明を聴取。

③ いかの販売価格安定の問題について水産部長より説明を聴取、川端委員（自民）より、いかの処理加工施設の設置に対する道費助成の問題について、山内委員（労）より、いかの輸出の現況及び輸出価格について、川村委員（社）より、消流対策における道香港連絡事務所の活用について質疑及び意見があり、水産部長より答弁、午後二時三十分散会。

○八月二十三日 午後一時四十分、第三委員室において小委員会を開議。

松平主査（自民）より先般提出を要求した中型機船底曳網漁業対策に関する資料が提出されたので各委員において検討されたい旨を

述べ、提出資料について漁業調整課次長より説明を聴取、午後一時五十八分散会。

労働委員会

○八月十八日 午後二時十分、第二委員室において開議。

山内委員長（労）より付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第十五号は原案可決に決し、午後二時二十三分散会。

農務委員会

○八月十五日 午前十時二十五分、第二委員室において開議。

秋山委員長（協ク）より付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第十八号は同意議決、議案第十九号、第二十五号乃至第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号は原案可決に決し、暫時休憩、午前十一時四十六分再開、付託案件の審査を続行、議案第三十五号は原案可決に決定、ついで日甜帯広工場長より、美幌町に日甜工場新設について土地の農地転用及び外貨割当等援助方について陳情を聴取、請願第三百二号は採択、陳情第四百四十五号乃至第四百四十七号、第四百五十号、第四百五十一号、第四百七十二号、第四百九十五号は採択、陳情第四百四十四号は保留とすることに決定、午後零時三十五分散会。

○八月十八日 午後零時二分、運営委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、請願、陳情の審査について前回より保留となつている甜菜製糖工場設置及び農業試験場関係等についてはなお継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 次に冷害状況調査の実施について諮り、暫時休憩の後再開して、農務民生両委員会の合同調査として実施することとし、第一班は留萌、宗谷支庁管内を八月三十日より九月七日まで九日間、橋本（正）副委員長（社）深山（自民）中野（専）（社）大沢（自民）高橋（石）（協ク）各委員、第二班は後志、胆振、日高、十勝、釧路国、根室支庁管内を八月三十日より九月七日まで九日間、秋山委員長（協ク）新川（労）高橋（辰）（社）杉本（自民）安達（無）堀野（社）山元（自民）各委員を決定。

③ 次に昭和三十三年農務部関係国費予算要求の状況について農務部長より説明を聴取、国費予算の要求について中央折衝を行うこととし、期間は八月二十日より一週間程度、派遣委員に秋山委員長（協ク）高橋（辰）委員（社）を決定、午後零時三十一分散会。

○八月二十二日 午前十時四十三分、第二委員室において開議。

① 橋本（正）副委員長（社）より、議案第十八号の取扱い方について協議を行う旨を述べ、予算外義務負担については原案可決、契約締結については同意議決に決定暫時休憩、午前十一時三分再開。

② 次に新川委員（労）より、甜菜製糖工場設置の問題については従来より慎重に検討していたところであるが、道南工場新設中止のような報道等もあり、委員会としては耕作面積、工場分布の状態、原料輸送費の軽減等の情勢から見て道南地帯の新設を優先すべきであり、なお引続き道北地帯に工場を新設することについても賛成する旨を委員会の意見として決定すべきであると発言があつて、これを諮り、異議なくそのことに決し、午前十一時十分散会。

民生委員会

○八月十一日 午前十一時五十八分、第二委員室において開議。

① 井口委員長（社）より、引揚集団収容施設補修費補助率の引上げに関する要望意見書の提出について諮り、異議なく案文のとおり提出することに決定。

② 次に請願、陳情の審査を行い、請願第三百二十一号、第三百三十三号、陳情第四百七十一号は採択に決定。

③ 次に道内民生事情調査について諮り、定例会終了後二班位を編成して実施することとし、

④ 次に昨年玉付年賀はがきによる募金の特別配分並びに地方配分の状況について民生部長より説明を聴取、先刻提出することに決した意見書について中央折衝を行うときには募金の地方配分についても働きかけることとした。ついで新川委員（労）より、結核アフターケアの事務費補助について質疑及び意見があり、民生部長、社会課長より答弁、なお意見書について行う中央折衝の時期及び派遣委員については委員長一任とすることとし、午後零時三十五分散会。

商工委員会

○八月十六日 午後一時四十三分、第二委員室において開議。

開議前、物産幹旋所東京事務所長より、香港事情について説明を聴取、ついで北海道鉱業会常務理事より、支笏洞爺国立公園特別地

域の指定案反対について陳情を聴取、石油資源開発株式会在札幌鉱業所長より、出資に対する謝辞並びに三十年度探鉱作業の成果について説明を聴取。

森川委員長（社）より、本日は予算委員会における商工部所管に対する審査とちが合ったので、明日委員会を開く旨を述べ、午後一時四十六分散会。

○八月十七日 午後一時十六分、第二委員室において開議。

① 森川委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第二十号は原案可決、報告第二号は認定議決、請願第三百九号、第三百十六号、第三百二十八号、陳情第四百六十九号は採択に決定。

② 次に中国渡航制限解除に関する意見書は議員連盟理事会にかけて議運の提出とすることとし、

③ 道内商工事情調査については、第一班胆振、渡島支庁管内に森川委員長（社）堀田（自民）福島（自民）窪田（社）各委員、第二班空知、十勝、上川支庁管内に和平副委員長（労）舟木（社）五藤（社）道下（協ク）宮坂（自民）各委員を決定、午後二時十五分散会。

○八月十八日 午後二時十五分、副議長室において開議。

① 森川委員長（社）より、中国渡航制限解除に関する意見書等に関する中央折衝について諮り、上京委員に森川委員長（社）福島委員（自民）を決定。

② 次に北日本航空機の塔乗申し入れについては、希望者は明十九日午後二時半産業会館前に集合することとし、

③ 道内商工事情調査については今回は空知、十勝、上川各支庁管内についてのみ実施することとし、派遣委員に和平副委員長（労）舟木（社）道下（協ク）五藤（社）宮坂（自民）橋本（清）（社）大

久保（自民）堀田（自民）泉谷（自民）蒔田（協ク）窪田（社）西川（自民）各委員、期間は八月二十七日より九月二日まで七日間に決定、午後二時三十分散会。

林務委員会

○八月十七日 午前十一時十六分、第二委員室において開議。

- ① 窪田委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第二十四号は原案可決、議案第二十八号（北海道から松毬果集荷等取締条例制定の件）は施行日を九月一日に修正の上可決に決し、
- ② 次に農地開拓委員長より申し入れがあつた開拓と林地の競合に関する調査のための小委員会設置について協議を行い、小委員に福島（自民）堀田（自民）舟木（社）五藤（社）道下（協ク）各委員を選任、午前十一時四十六分散会。

文教委員会

○八月十八日 午後零時五十五分、第三委員室において開議。

- ① 太田委員長（社）より、付託議案の審査を行う旨を述べ、議案第十七号、第六十二号はいずれも原案可決に決し、
- ② ついで大石委員（社）より、中川郡常盤村の物満内小学校では郵便物の配達区域が異なるため配達が遅れて困るというが、道教委にお

いて郵政局と折衝の上善処されたい旨の要望があり、佐野委員（社）より、凶漁凶作により通学できない児童に関する事態について資料の提出要求があつて、午後一時三十分散会。

農地開拓委員会

○八月十八日 午前十一時三十五分、第三委員室において開議。

- ① 笠井委員長（社）より、付託議案の審査を行い、議案第三十八号は原案可決に決定。
- ② 委員長より開拓計画に関連し農地と林地の競合調整について林務委員会においても、小委員会を設けるとの通告があつたが、一応視察の状況について報告を受けてから本問題の取運び方について協議したいと述べ、現地調査の経過について天谷副委員長（協ク）佐野委員（社）よりそれぞれ報告があつて、協議の結果、従来の農地開拓小委員会において林務小委員会と連繫をとり取進めていくことに決した。
- ③ ついで天谷副委員長（協ク）より、冷害対策樹立のため冷害地帯調査を早急に実施すべき旨の意見があり、委員長より、調査実施の時期については委員長に一任せられたい旨を述べ、午後零時五十三分散会。

○八月二十二日 午後三時二十分、第二委員室において林務、農地開拓小委員会の合同協議会を開議。

笠井農地開拓委員長（社）より、開拓、林野両行政の調整に関する件について協議会形式で検討を行う旨を述べ、舟木（社）堀田（自民）佐野（社）五藤（社）伊藤（作）（自民）泉谷（自民）各委員

より、林務、農地開拓両小委員会の合同審査の運営方法についてそれぞれ意見があつて協議の結果、両小委員会の合同審査会として進めることに決し、なお主査、副主査は互選することとし、次回の合同審査会は理事者側より資料の提出があり次第開くこととして、午後四時散会。

土木委員会

○八月十八日 午後一時五十五分、第一委員室において開議。

① 時田委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三十九号、第四十号は同意議決、請願、陳情はいずれも継続審査に決定。

② 次に昭和三十一年度災害復旧事業及び観光事業振興基本要綱について土木部長より説明を聴取、宮津委員（自民）より、観光事業振興基本要綱の施設の整備の項で県立公園となつていますが都道府県立公園とすべきである点、道立網走公園を国立に昇格すべき旨の意見があり、ついで災害復旧事業費予算折衝及び観光事業振興計画促進について中央折衝を行うこととし、日程及び派遣委員の選任については委員長一任とすることに決定、暫時休憩、午後二時十二分再開。

③ 次に道内土木事情調査については、第一班根室、釧路国、十勝各支庁管内を朝日副委員長（協ク）西島（自民）佐久間（自民）川口（自民）渡部（社）中山（自民）各委員、第二班上川、宗谷支庁管内を時田委員長（社）岩本（自民）斎藤（社）鈴木（社）本多（自民）中野（定）（社）各委員、第三班網走支庁管内を見見山（社）佐々木（自民）宮津（自民）大竹（協ク）河野（社）各委員、期間

はそれぞれ九月七日より七日間とすることに決定、午後二時二十分散会。

衛生委員会

○八月十八日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 鈴木委員長（社）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三十四号、第五十四号は原案可決、陳情第四百七十号（別海村医療機関整備の件）は採択、なお根釧天北を中心とした未開発地域における公的医療機関整備費国庫補助率引上げに関する要望意見書を提出することとし、案文並びに本件に関する中央折衝派遣委員の選任、日程等については委員長一任とすることに決し、残余の請願、陳情はいずれも閉会中継続審査に決した。

② 次に七月末千歳町に発生した毒蛾の発生状況、原因及び対策、総合開発第二次五カ年計画中衛生関係計画に対する折衝経過等について衛生部長より説明を聴取、午前十一時三十分散会。

治安委員会

○八月十八日 午後一時二十八分、第三委員室において開議。

田呂委員長（協ク）より、付託案件の審査を行う旨を述べ、議案第三十一号は原案可決、請願、陳情はいずれも閉会中継続審査とすることに決し、午後二時三十一分散会。

特別委員会

予算特別委員会

○八月十四日 午後六時二十七分、第一委員室において開議。

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩の後再開して、新川委員（労）より、指名推選の方法により林委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 林委員長（自民）より、副委員長互選の方法について諮り、新川委員（労）より、指名推選の方法により橋本（清）委員（社）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩、午後六時四十三分再開。

③ 委員会の開議時間は会議規則第九条の規定に拘らず開くこと、質疑は通告の形式により一部門一人一回一括質疑とすること。

④ 予算審査の日程は十五日午前民生部、公安委員会、教育委員会、午後建築、労働、衛生各部、十六日は午前商工、水産、林務各部、午後農務、農地開拓、土木各部、十七日午前総務部の各所管について審査を行い十七日午後は意見調整とすることに決し、午後六時四十六分散会。

○八月十五日 午前十時三十五分、議場において開議。

① 林委員長（自民）より、民生部、公安委員会、教育委員会各所管に対する質疑を行う旨を述べ、阿部委員（自民）より、(1)生活協同組合の進出と中小企業圧迫並びに生活協同組合法改正の問題、(2)生

活協同組合に対する貸付金の回収状況等について、佐々木委員（自民）より、(1)道警発足に伴う給与の均衡是正の問題、警察官の超過勤務手当支給における他府県との比較、(3)交通事故の防止対策等について、沖野委員（自民）より、(1)道立高校老朽校舎改築の問題、(2)町村立高校道立移管の計画、(3)教員養成所施設費の国費要求額、(4)青少年の犯罪増加に対する指導対策、(5)根室、稚内における警備艇の活動状況並びに警備艇大型化の問題、(6)沿岸漁業の不振に伴う犯罪増加に対する駐在所の新設並びに既設建物の修理の問題、(7)教員養成所生徒に対する学費補助の見通し等について、深山委員（自民）より、(1)母子福祉資金の起債許可の見通しと他府県の状況、(2)歯舞、色丹島が返還された場合の警備対策、(3)警察職員の長期療養者が多い原因、(4)教育次長補充の問題、(5)職員新陳代謝における給与別退職者数、(6)高校入学者選抜方法改善の問題等について、新川委員（労）より、公安委員会の開催状況並びに委員の出席状況、(2)瀬棚警察署庁舎移転に対する考え方、(3)歯舞、色丹の返還に伴う警備計画に関する新聞報道の問題、(4)高校道立移管の計画、(5)机、椅子等購入費と寄附金の問題等について質疑があり、民生部長、警察本部長、教育委員長、学校管理課長、学校教育課長、社会教育課長より答弁があつて、民生部、公安委員会、教育委員会各所管に対する質疑を終了、一旦休憩、午後二時二十分再開。

② 次に建築部、労働部、衛生部各所管に対する質疑に入り、佐々木委員（自民）より、(1)北海道社会福祉対策協議会の性格及び同協議会より石炭購入の問題、(2)札幌医大の石炭購入における不明朗な問題等について、沖野委員（自民）より、(1)利尻島に保健所設置の問題、(2)事業未執行による国庫返納金の内容、(3)保健所の倉庫、防火施設等整備の問題、(4)農漁山村における医師、保健婦、看護婦等不足状況、(5)労働者の住宅問題解消対策、(6)沿岸凶漁対策としての失対事業の実施等について、深山委員（自民）より、伝染病特に赤痢患

者の増加に対する対策、(2)札幌医大における患者取扱態度の問題等について、新川委員(労)より、(1)無医村部落に対する対策、(2)失業者の救済対策及び失業対策本部設置の問題等について質疑があり、労働部長、衛生部長、住宅課長、保健予防課長、出納局総務課長より答弁があつて、暫時休憩、午後四時十五分再開、ついで委員長より札幌医大の石炭入札問題に関する佐々木委員の質疑に対しては書面をもつて答弁されたい旨を述べ、建築部、労働部、衛生部各所管に対する質疑を終了、午後四時十六分散会。

○八月十六日 午前十時二十五分、議場において開議。

林委員長(自民)より、商工部、水産部、林務部各所管に対する質疑を行う旨を述べ、阿部委員(自民)より、(1)三十年代信用保証協会における道の損失補償額、(2)生活協同組合育成の問題と中小売業者との競合に対する対策、(3)新漁場開拓予算の内容、(4)沿岸漁業の総合的安定対策、(5)さんま漁業に対する魚価並びに輸送対策等について質疑があり、商工部長、水産部長より答弁、ついで沖野委員(自民)より、低温乾溜工場誘致の見通しと誘致競争の問題、(2)利礼道立公園施設費の予算化、(3)漁船保険組合の監督権の支庁長委任の問題及び稚内漁船保険組合における使途不明金の問題、(4)漁業協同組合の育成強化と監査の強化、(5)審議会、調査会等に対する道費助成の問題及び全道海区会長会に対する助成の有無、(6)さんま漁業許可の問題、(7)中型底曳資源調査の結果発表の問題、(8)漁家振興対策費の使途内容、(9)転換漁業に対する調査実施の問題、(10)日本海における鱈流網試験操業隻数、(11)たら延縄漁業に対する内地船団入会の問題、(12)海区調整委員会に対する予算配分の状況、(13)宗谷ポケット地帯底曳禁止区域協定の問題、(14)底曳機船による鯨混獲違反摘発件数とその処分、(15)漁船整備要綱立案の見通し、(16)小鯨、春鯨に対する関係試験機関の見解、(17)稚内地区昆布検査の特殊荷造の

問題、(18)内地漁船入会に対する調整対策等について質疑があつて、一旦休憩、午後一時五十分再開、休憩前の沖野委員の質疑に対する商工部長、林務部長、水産部長、水産課長、漁業調整課長より答弁があつて、沖野委員より繰り返し質疑、応答があり、新川委員(労)より、議事進行について、本日は現在行っている三部の所管に対する審査をもつて止められたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後三時四十八分再開、ついで泉谷委員(自民)より、(1)鯨凶漁対策における他の部課との連絡調整の問題、(2)札幌市中央卸売市場に対する助成の問題、(3)競輪収入の見通し、(4)林地と開拓の競合調整に対する基準設定の問題等について、川瀬委員(協ク)より、(1)まず、かかれい、たご等の孵化増殖対策、(2)水質汚濁に対する河川保護の問題等について、佐々木委員(自民)より、(1)道における石炭購入の明朗化の問題、(2)北見市における青果市場開設に対する見解、札幌市中央卸売市場設置に対する道費助成の問題等について、新川委員(労)より、(1)競輪特別会計における自転車振興会、連合会等に対する負担金の問題、(2)中国における日本見本市に対する職員派遣の問題、(3)札幌市中央卸売市場に対する道費助成の問題、(4)漁港修築の目安と促進対策、(4)道の香港事務所における実績等について杉本委員(自民)より、(1)菌舞、色丹復帰に関連して水産行政の立場から入植戸数の計画、私有財産並びに焼失家屋等に対する補償対策、漁業権の問題、昆布乾場の問題等、(2)試験調査船の活用対策等について、山元委員(自民)より、(1)木材糖化工業の見通し、(2)中小企業相談所に対する助成の問題、(3)海難事故防止対策等について質疑があり、水産部長、商工部長、林務部長、商務課長、工業課長よりそれぞれ答弁があつて、商工部、水産部、林務部各所管に対する質疑を終了、午後五時三十五分散会。

○八月十七日 午前十時五十五分、議場において開議。

① 林委員長（自民）より、農務部、農地開拓部、土木部各所管を一括議題に供し、佐々木委員（自民）より、(1)道路小破修繕費増額の見直し、(2)軽油引取税を町村に還元の問題及び自動車取得税の代り財源の問題、(3)土木建設工事請負における道内業者優先の問題、(4)建設業者登録の適正化、(5)農業試験場建築費流用の問題及び琴似町りんご園買収の理由、(6)農業試験場上川支場及び空知支場整備費の問題等について、深山委員（自民）より、(1)サロベツ原野、雄武町の入植計画と今後の営農方針、(2)ビートの増産計画、(3)集約酪農地区農民の草地改良事業負担の問題、(4)酪農振興協議会職員の待遇改善の問題等について質疑があり、土木部長、農務部長、農地開拓部長より答弁があり、沖野委員（自民）より、(1)農業災害補償制度改正の問題、(2)農家負債整理資金配分の問題、(3)農業試験場天北支場整備費計上の問題、(4)農業改良資金制度の内容、(5)乳牛発育不振の原因、(6)簡易軌道下げの理由、(7)根釧原野の開墾進捗状況と明年度の入植計画、(8)仙法志村の入植進捗状況と年度内の入植者選定の問題、(9)豊富村に開拓実習場設置の問題、(10)予備自衛官入植予算計上の問題、(11)豊富村浅茅野間道路の道路昇格の問題、(12)稚内市市道の道路昇格の問題、(13)猿骨川、猿払川の特等河川に指定の問題、(14)仙法志村鬼臨村間の橋梁架換に対する補助の問題、(15)礼文島元地港災害復旧工事の見直し、(16)上水道補助打ちりの問題、(17)新農村建設計画に伴う補助対象町村と建設計画町村選定の基準等について質疑があつて、午後零時三十五分休憩、午後二時五十七分再開、休憩前の沖野委員の質疑に対する農務部長、農地開拓部長、土木部長より答弁があつて、川瀬委員（協ク）より、檜山支庁管内開拓者の入植指導計画について、杉本委員（自民）より、北見総合家畜共進会に対する補助の問題について、川口委員（自民）より、事業繰越により不執行又は支払繰延となつてゐるもの、(2)執行保留を農務部より命ぜられてゐるもの等について、阿部委員（自民）より、事業繰越

となつてゐる事業名及び起債額について質疑があり、関係各部長より答弁があつて、農務部、農地開拓部、土木部各所管に対する質疑を終了、一旦休憩、午後四時三十五分再開。

② 次に総務部所管を議題に供し、阿部委員（自民）より知事の出席要求があつて、暫時休憩、午後四時四十七分再開、阿部委員の質疑は知事の出席を待つて行ふこととし、深山委員（自民）より、(1)岩見沢職業安定所を通じ地元の労務者受入協議会が労務者を募集して手数料を徴収しているが、安定所職員が同協議会より旅費、調査費の支出を受けている問題、(2)単独事業費二割削減の問題、(3)自動車取得税創設の提案方法の問題及び自動車取得税に関する中古価格算定の基準等について、川口委員（自民）より、自動車取得税に関する中古価格算定基準の問題について質疑があり、総務部長、税務課長より答弁暫時休憩、午後五時五十九分再開、直ちに散会。

○八月十八日 午前十一時十分、議場において開議。

林委員長（自民）より、総務部所管に対する質疑を続行する旨を述べ、阿部委員（自民）より、(1)道財政悪化に対する知事の見解、(2)財政再建年次計画の樹立、(3)真駒内の土地売却代金による道有財産整備資金特別会計の運用の問題、(4)公債費の財政圧迫の問題及び公債借入条件変更の問題、(5)事業繰越分の国の補助金流用の問題、(6)単独事業費二割削減の問題、(7)道税滞納繰越金の整理の問題、(8)使用料、手数料、雑収入等増収に関する資料提出等について質疑があり、知事、財政課長、税務課長より答弁があつて、午後零時五十五分休憩、午後四時七分再開、十六日の委員会における佐々木委員（自民）の札幌医大の石炭購入問題に関する質疑に対する衛生部長の答弁があつて、総務部所管に対する質疑を続行、杉本委員（自民）より、自動車取得税創設の問題特に予算算定の基礎資料が不十分である点、鉄道等公営関係に対し免税とすることは民業圧迫となり税

負担の公平を欠く点、本税創設に対する国の考え方との関連、開発行政との関連、本税設定の恒久性と単年度の道財政健全化計画との矛盾、中古車売買価格の認定等について、川口委員（自民）より、自動車取得税創設に関する中古車売買価格の認定方法並びに不当申告に対する調査方法等について、新川委員（労）より、(1)自動車取得税の設定と単年度の財政健全化計画との矛盾、(2)起債による道単独事業で未決定のもの、(3)支庁の権限拡大と出納室設置の問題、(4)人事院で検討中の新俸給表に対する見解、(5)年度中途における自動車取得税設定と大衆課税の問題等について質疑があり、総務部長より答弁があつて、暫時休憩、午後六時四分再開、田呂委員（協ク）より、昇給延伸措置に関する教職員の枠外昇給者の取扱いに関する規定について質疑があり、総務部長、人事委員長より答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終了、午後六時十五分散会。

○八月二十日 午後四時二十分、第一委員室において開議。

林委員長（自民）より、意見調整については各派の意見提出までに至つていない旨を述べ、新川委員（労）より、職員給与の問題について総務部長の答弁と北教組の陳情に喰い違いがあるものでこの問題について人事委員会等に質疑をしたい旨の発言があつて、暫時休憩、午後四時四十六分再開、ついで新川委員の発言に対する取扱い方については明日までに意見をまとめること、付託案件に対する各派の意見は早目に提出することとし、午後四時五十分散会。

○八月二十一日 午後四時三十五分、第一委員室において開議。

新川委員（労）より、職員給与の問題について質疑をしたい旨の昨日の発言は議事を紛糾させるのでとり下げるとの発言があり、林委員長（自民）より、付託案件に対する意見については各派で目下検討中である旨を述べ、午後四時三十七分散会。

○八月二十二日 午後十一時二十五分、第一委員室において開議。

林委員長（自民）より、付託案件に対する意見調整について目下の状況を報告、会期は明日一日間延長されることになっているので結論は明日出すこととし、午後十一時三十分散会。

○八月二十三日 午後六時五分、議場において開議。

① 林委員長（自民）より、付託議案のうち議案第二号を議題に供し、田呂委員（協ク）より、田呂委員外五名提出の修正動議について趣旨弁明があつて、修正動議は異議なくそのことに決定、ついで議案第二号中修正部分を除いて原案のとおり決した。

② 次に議案第二十一号を議題とし、深山委員（自民）より、本案については特別委員会を設置の上閉会中継続審査とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に議案第五十一号乃至第五十三号を一括議題とし、通告の討論に入り、川口委員（自民）より、反対、渡部委員（社）より、賛成、新川委員（労）より、反対の討論があつて、起立採決の結果、起立者多数にていずれも原案可決、ついで佐々木（自民）新川（労）委員よりそれぞれ小数量意見を留保する旨の発言があり、
④ 次に残余の議案について諮り、議案第四十三号、第六十号は同意議決、議案第一号、第三号乃至第十六号、第二十二号、第二十三号、第四十六号乃至第五十号はいずれも原案可決、ついで議案第二号の修正に伴い議案第四十六号については数字の整理を議長に委任することに決定、杉本委員（自民）より、議案第二号及び第四十六号に対し、(1)単独事業二割執行保留に対する具体的更正予算案を次期議会に提出すべきこと、(2)公債償還費累増に対する具体的償還対策の樹立、(3)財政再建対策として基本的年次計画を樹立すべき旨の附帯決議を付する旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、起立採決の結果、起立者少数にて否決。

- ⑤ 委員長報告の案文については委員長一任とすることとし、付託議案全部を議了し、午後六時三十分閉会。

総合開発調査特別委員会

○八月十六日 午前十時五十六分、第一委員室において開議。

- ① 蒔田委員長（協ク）より、夕張川総合開発に関する問題について陳情聴取を行う旨を述べ、長沼土地改良区理事長より、夕張川総合開発に伴う二股及び川端地区に多目的ダム新設の早期着工方促進について陳情を聴取。

- ② ついで委員長より、夕張川総合開発着工に関する当時の経過について述べた後、二股地点の埋蔵炭の補償問題に関する措置、その他の開拓地、開拓者の移転、一般住宅、森林軌道等の補償問題に對しとつた措置、埋蔵炭の補償算定の問題、道と三菱の共同経営による電源開発に対する商工部長の考え方等について質疑があり、資源課次長より答弁があつて、津川（社）新川（労）二瓶（協ク）各委員より、二股地点の埋蔵炭の補償問題解決と早期着工についてそれぞれ意見があつて、本問題については午後から商工部長の出席を求めて協議することとし、

- ③ 次に八月二日、三日に開かれた北海道開発審議会の経過について委員長より報告があつた後、三十二年度開発予算に関する開発庁の要求について財政課長より説明を聴取、本多委員（自民）より、三十二年度開発予算要求と第二五カ年計画との関連、予算要求における各省と開発庁の調整の問題等について、坂下委員（社）より、交通開発株式会社に関する正力構想について、津川委員（社）より、

第二五カ年計画案における道案と開発庁案との相違点について質疑があり、企画本部長より答弁、ついで八月二十日から開かれる北海道開発審議会のオヴサーヴアー派遣については正副委員長に一任することに決し、一旦休憩、午後二時八分再開。

- ④ 委員長より、夕張川総合開発に伴う二股ダム設置に関する埋蔵炭の補償問題について商工部長の答弁を求め、商工部長より答弁があつて、津川（社）新川（労）委員より、本問題の早期解決について意見があり、委員長より、上京する委員は本問題の折衝も伴せて行われたい旨を述べ、午後二時三十分散会。

北海道税条例改正審査特別委員会

○八月二十三日 午後十時三十五分、第一委員室において開議。

- ① 伊藤（作）臨時委員長（自民）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩の後再開して、田呂委員（協ク）より委員長の互選は指名推選の方法により斎藤委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ② 斎藤委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、田呂委員（協ク）より指名推選の方法により佐々木委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩の後再開して、委員会における審査の日程については正副委員長に一任することとし、午後十一時二分散会。



九都道府県議会議長会

○八月十六、十七の両日 京都市において開催、協議事項及び懇談事項
次のとおり。

協議事項

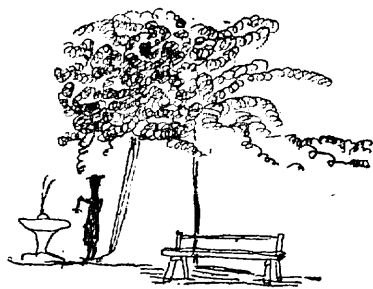
- 一 人事院の給与勧告に伴う財源措置に関する要望について
- 一 事業場公害防止法制定に関する要望について
- 一 警察費の国庫補助額拡大並びに定員に関する要望について
- 一 日ソ交渉全権に対する激励（電文）について
- 一 「国有資産等所在市町村交付金並びに納付金」の法律規定による
公営住宅を対象とする交付金除外方についての要望について

懇談事項

- 一 議会申し合せ委員会の今後の扱い方について
- 一 議員費用弁償の今後の扱い方について
- 一 各種行政委員会の給与条例について

全国都道府県議会議長会

○八月二十日、東京都議会第一委員会室において参予会を開催、標準
「委員会条例」及び「会議規則」（起草委員会案）について検討を行
い、第十七回議会職員研修会の開催等について種々協議を行った。





8月15日現在産米收穫予想

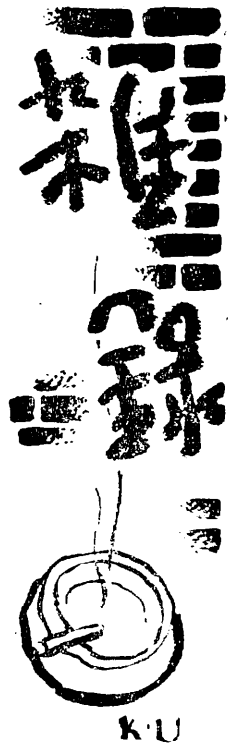
豊林省では8月15日現在の31年産米の作柄概況を、8月31日次のとおり発表した。

- ① これによると全国平均作況指数は水稲111%、陸稲96%（平年作柄を100とする）で予想收穫量は水陸稲合計約7,360万石で、豊作が予想されている。
- ② これを30年同期の予想收穫高7,400万石に比べると40万石の減収であるが、昨年につぐ二番目の大豊作が予想される。
- ③ 30年の推定実収高7,903万石に比べ約543万石の減収となっている。

全国都道府県別作況指数

道 府 県 名	水 稲 (%)	陸 稲 (%)
全 国	111	96
北 海 道	94	63
青 森	105	103

岩 手 県	119	112
宮 城 県	116	107
秋 田 県	117	107
山 形 県	119	105
福 島 県	110	113
茨 城 県	112	94
栃 木 県	107	100
群 馬 県	104	91
群 馬 県	104	87
千 葉 県	115	87
東 京 都	102	91
神 奈 川 県	104	112
新 潟 県	107	106
富 山 県	112	102
石 川 県	115	107
福 井 県	117	110
山 梨 県	112	108
長 野 県	116	91
岐 阜 県	108	100
静 岡 県	102	99
愛 知 県	104	97
三 重 県	108	75
滋 賀 県	105	101
京 都 府	108	89
大 阪 府	107	102
和 歌 山 県	109	85
和 歌 山 県	110	95
和 歌 山 県	118	75



報道から拾う

飲酒酩酊中の犯行の処罰

最近、京都地裁で飲酒酩酊状態における殺人未遂の犯行につき、心神喪失中の犯行であるとして無罪を言渡したが、事案の解決としてはなんら特異な点はない。しかし、本判決がその理由中で、「わが国の刑法上、行為者が善悪の弁識能力とこの能力に従って行動する能力を保有している場合に行つた犯罪については、非難可能性、刑罰適応性即ち責任能力があるが、そうでない場合には責任能力がないとして刑罰を科さない主義を維持し、酩酊状態において行つた犯罪について例外を認めていない限り裁判所は行為者に対し無罪の判決を言渡す外はない。まことにわが日本は、酒を嗜む人のためには天国である。現代文明諸国中酒を飲み過ぎ自ら招いて弁識能力を失い他人を殺傷した犯人を、法律を以てこれ程厚く保護している国は稀であろう。」と断じ、さらに、「明治四一年一〇月一日に施行せられたわが国の現行刑法は、それから約半世紀を経た。現代社会の秩序維持に欠くところがあるならば、これを改正するところに躊躇する必要はない。」としてこれらの者に対する処罰もしくは保安処分のための法の改正を強く要望していることは、一つの警告として注目される。

る。

新聞の誤報による名譽毀損と故意過失の判定基準

最近、東京地裁で、誤報による名譽毀損の場合について、新聞報道では迅速性が要求され、かつ紙面による制約がある点を考慮して、確実な裏付取材をせず、間接取材に係る事項を直接取材によるもののように断定的表現をとつた場合でも、それが取材事実の報道である限り、新聞社に故意過失はないとする判決が下された。

判決理由要旨

新聞紙はその性質上報道の迅速なることを要求され、又記事の内容についても紙面による制約を受けざるを得ないものであるから、前記注意義務（他人の私行に關する記事については、新聞社の責任者は特に慎重を期し、記事の真实性、正確性を確め、その表現においてもみだりに他人の名譽を傷つけないよう配慮する等格別の注意を用うべき義務がある）の程度にも社会通念上自ら限界が存すると言ふべきであり、従つて犯罪事件が発生し容疑者が逮捕留置された事実を報道した場合において、その記事が終局的には真実に反し容疑者の名譽を毀損するものであつても、取材、編集に際し当該記事が真実であると信ずるに足る相当の理由があつたとき例えば記事がその取材源たる情報提供者の誤断に基くものであつて新聞社の責任者が当該情報の真否を判断するにつき故意、過失があつたと認め難いときには、更に確実な裏付取材をなすべきであつたとして不法行為に問責することは当を得ないものと考ええる。しかしてこの場合において、取材源を明らかにして間接取材にかかる事実なることを表現せず、直接取材によるかのような印象を与える断言的表現を用いて記事の掲載をなし、時に誤解を生ずる虞があつたからとて、当該記事が結局は取材事實の敘述に終始する限り、新聞紙の機能上やむを得ない表現としては認めるのが相当であつて故意、過失を責むべきいわれはななくむしろ新聞社に許された正当の業務の範圍に屬するものといわざるを得ない。

圖書室だより

各官公庁その他よりの受贈圖書

図 書 名	受 贈 先
レファレンス 六五号	調査立法参考局
条 約 集	外 務 省
世界の動き 五二号	同
厚生広報 十一・十二号	厚生 省
厚 生 報 六月号	同
農 林 情 報 四〇号	農 林 省
圖書資料月報 六月号	同
林業新知識 六月号	同
研究報告	同
長野営林局土壌調査報告三報	同
水産時報 六月	同
圖書目録 七・八号	郵 政 省
郵政統計月報 五・六月号	同
郵 政 報 六月号	同
納 本 週 報 二十二号・三三	国会図書館
日用品統計月報 五月号	通 産 省
機械統計月報 五月号	同
鉄鋼統計月報 五・六月号	同
ゴム統計月報 五月号	同
建材統計月報 五月号	同
皮革統計月報 五月号	同
窯業統計月報 五月号	同
紙バルブ統計月報 五・六月号	同

石炭需給統計月報 六月号	同
非鉄金属需給統計月報 四月号	同
通産統計速報 五月号	同
同 月報 五月号	同
週刊労働 五六〇・五六三号	労働 省
文部広報 一四七・一四九号	文 部 省
教育委員会月報 六九号	同
施設月報 十六号	同
ニュースレター 三七号	同
小・中・高等学校教科書目録 三十二年 同	同
世界の教育 一九五四年	同
文部省刊行物目録 十二集	同
文部広報 一四五号	同
施設 五月号	電 々 公 社
業務研究 五月号	同
海上保安庁公報 三三・三三三	海上保安庁
海上保安統計月報 一月号	同
自治春秋 八月号	第一法規出版社
旬刊広報 二〇三・二〇五号	道弘報課
びぶろす 八月号	国会図書館
収書通報 八五号	同
米国政府刊行物目録 四九号	同
洋書通報 五・七号	同
調査月報 五五号	道拓殖銀行
通産旬報 八三・八四号	通産大臣官房
新刊ニュース 七月中・下旬号	富 貴 堂
労働力調査報告 五月分	総理府統計局
岩手県議会時報 二七号	岩手県議会議会
栃木県議会月報 六月号	栃木県議会議会

群馬県議会時報 七月号	群馬県議会議会
東京都議会月報 五、六合併号	東京都議会議会
滋賀県議会時報 八月号	滋賀県議会議会
大阪府会 八月号	大阪府議会議会
静岡県議会時報 十六号	静岡県議会議会
山形県議会月報 四、五、六合併号	山形県議会議会
町勢要覽	三 笠 町
北海道統計書	道総務部統計課
北海道小売物価統計調査報告	同
北海道家計調査報告	同
北海道における昭和三十年度石炭手当、寒冷地給の実態	労働科学研究所



昭和三十一年九月二十日発行

北海道議会時報
(第八卷第九号)

編集 北海道議会議務局調査課
発行 北海道議会議務局